

阿久根市地域防災計画 (修正案)

阿久根市防災会議

修正沿革

全部修正	平成	4年	4月
一部修正	平成	5年	6月
	平成	6年	6月
	平成	7年	6月
	平成	8年	6月
	平成	9年	10月
	平成	12年	9月
	平成	13年	6月
	平成	14年	8月
	平成	15年	7月
	平成	16年	8月
	平成	17年	8月
	平成	18年	8月
	全部修正	平成	20年
一部修正	平成	22年	6月
	平成	29年	月

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的等	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の内容	1
第3節 計画の修正	1
第4節 計画の周知	2
第5節 計画の運用	2
第2章 防災機関の業務の大綱	3
第3章 市民及び事業所の責務	7
第4章 市の地勢，気象概況及び災害特性	8
第1節 市の地勢	8
第2節 気象概況	8
第3節 災害特性	8
第5章 災害の想定	10

第2編 災害予防対策

第1部 風水害予防

第1章 災害に強いまちづくり	11
第1節 土砂災害防止対策の推進	11
第1 土砂災害防止事業の推進	11
第2 災害危険箇所等の調査結果の周知	12
第3 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備	13
第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進	14
第1 河川災害の防止対策	14
第2 重要水防区域の巡視等	14
第3 高潮災害等の防止対策	14
第3節 防災構造化の推進	15
第1 建築物の不燃化の推進	15
第2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保	15
第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策	15

第4節	建築物災害の防止対策の推進	16
第1	公共施設等の安全性の確保	16
第2	重要防災機関施設の安全性の確保	16
第3	市民等への意識啓発	16
第5節	公共施設の災害防止対策の推進	16
第1	道路・橋梁の災害防止	16
第2	上水道施設の災害防止	17
第3	電気・ガス・通信施設の災害防止	17
第4	鉄道施設の災害防止	17
第6節	危険物災害等の防止対策等の推進	18
第1	危険物災害の防止	18
第2	高圧ガス施設の災害防止	18
第3	電気工作物及び電気用品の災害防止	19
第7節	農業災害の防止対策の推進	19
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	21
第1節	防災組織の整備	21
第1	市の応急活動実施体制の整備	21
第2	平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備	21
第3	広域応援体制の整備	22
第2節	通信・広報体制（機器等）の整備	22
第3節	消防体制の整備	23
第1	消防活動体制の整備	23
第2	消防水利，装備・資機材の整備	24
第4節	避難体制の整備	25
第1	避難所の指定・確保，安全性の点検	25
第2	地域における避難体制の整備	27
第3	各種施設における避難体制の整備	29
第4	避難所の収容，運営体制の整備	31
第5節	救助，救急体制の整備	32
第1	関係機関等による救助，救急体制の整備	32
第2	救助，救急用装備・資機材の整備	36
第6節	交通確保体制の整備	36

第7節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	37
第1	食料の供給体制の整備	37
第2	飲料水の供給体制の整備	37
第3	生活必需品の供給体制の整備	38
第4	医療体制の整備	38
第5	感染症予防, し尿処理対策の事前措置	38
第6	住宅の確保対策の事前措置	39
第7	文化財や文教施設に関する事前措置	39
第3章	市民の防災活動の促進	40
第1節	防災知識の普及啓発	40
第1	市民に対する防災知識の普及啓発	40
第2	防災関係機関の職員への防災研修等の実施	41
第2節	防災訓練の効果的実施	42
第3節	自主防災組織の育成強化	43
第1	地域の自主防災組織の育成強化	43
第2	防災リーダーの育成強化	45
第3	事業所の自主防災体制の強化	45
第4節	防災ボランティアの育成強化	46
第5節	要配慮者の安全確保	47
第1	地域における要配慮者の実態把握	47
第2	社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	48
第2部	震災予防	
第1章	地震・津波災害に強い施設等の整備	50
第1節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	50
第1	土砂災害の防止対策	50
第2	液状化災害の防止対策	50
第2節	津波災害防止対策の推進	51
第1	津波災害危険予想地域の把握	51
第2	津波災害に対する広報・避難体制の整備	51
第3	津波災害に関する意識啓発及び訓練の推進	51
第3節	防災構造化の推進	51
第1	防災的土地利用の推進	52

第 2	建築物の不燃化の推進	5 2
第 3	消防水利の多様化	5 2
第 4	道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保	5 2
第 5	擁壁・ブロック塀等の工作物対策	5 2
第 4 節	建築物災害の防止対策の推進（耐震化の推進）	5 3
第 1	公共施設等の重点的な耐震診断・改修の促進	5 3
第 2	市民への意識啓発	5 3
第 5 節	公共施設の災害防止対策の推進	5 3
第 1	上水道施設の災害防止	5 4
第 2	道路・橋梁の災害防止	5 4
第 6 節	危険物災害等の防止対策の推進	5 4
第 1	危険物災害の防止	5 5
第 2	高圧ガス施設の災害防止	5 5
第 2 章	迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	5 6
第 1 節	防災組織の整備	5 6
第 2 節	通信・広報体制（機器等）の整備	5 6
第 3 節	消防体制の整備	5 6
第 4 節	避難体制の整備	5 6
第 5 節	救助，救急体制の整備	5 6
第 6 節	交通確保体制の整備	5 7
第 7 節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	5 7
第 3 章	市民の防災活動の促進	5 8
第 1 節	防災知識の普及啓発	5 8
第 2 節	防災訓練の効果的実施	5 8
第 3 節	自主防災組織の育成強化	5 8
第 4 節	防災ボランティアの育成強化	5 8
第 5 節	要配慮者の安全確保	5 9

第 3 編 災害応急対策

第 1 部 風水害等応急対策

第 1 章	活動体制の確立	6 0
第 1 節	応急活動体制の確立	6 0

第 1	市の応急活動体制の確立	6 0
第 2	関係機関等の応急活動体制の確立	6 4
第 2 節	情報伝達体制の確立	6 4
第 3 節	災害救助法の適用及び運用	6 6
第 1	災害救助法の実施機関	6 6
第 2	災害救助法の適用基準	6 6
第 3	被災世帯の算定	7 0
第 4	災害救助法の適用手続	7 0
第 4 節	広域応援体制	7 0
第 5 節	自衛隊の災害派遣	7 1
第 6 節	技術者、技能者及び労働者の確保	7 4
第 7 節	ボランティアとの連携等	7 5
第 1	ボランティアの受入れ、支援体制	7 6
第 2	ボランティアの受付、登録、派遣	7 6
第 2 章	警戒避難期の応急対策	7 7
第 1 節	気象警報等の収集・伝達	7 7
第 2 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	8 2
第 3 節	広報	8 8
第 1	市による広報	8 8
第 2	放送機関等に対する放送の要請・公表	8 9
第 3	その他の関係機関等への広報の要請・調整	9 0
第 4 節	水防対策（水防計画）	9 0
第 1	総則	9 0
第 2	水防組織	9 0
第 3	重要水防区域等	9 1
第 4	水防施設及び水防器具、資材	9 3
第 5	水防活動	9 4
第 6	水防活動報告	9 7
第 7	公用負担	9 7
第 5 節	土砂災害の防止対策	1 0 0
第 6 節	消防活動	1 0 0
第 1	市及び市民による消防活動	1 0 0

第 2	消防応援協定に基づく消防活動	1 0 1
第 7 節	危険物の保安対策	1 0 1
第 8 節	避難の勧告・指示，誘導	1 0 3
第 1	要避難状況の早期把握・判断	1 0 3
第 2	避難の勧告・指示の実施	1 0 3
第 3	住民避難警戒体制の確立	1 0 6
第 4	要配慮者の安全確保	1 0 6
第 5	避難の実施	1 0 6
第 9 節	救助，救急	1 1 2
第 1	救助，救急活動	1 1 3
第 2	救助，救急用装備・資機材の調達	1 1 3
第 1 0 節	交通確保・規制	1 1 4
第 1	交通規制の実施	1 1 4
第 2	緊急通行車両の確認等	1 1 6
第 3	発見者等の通報と運転者のとるべき措置	1 1 6
第 1 1 節	緊急輸送	1 1 7
第 1	緊急輸送の実施	1 1 7
第 2	緊急輸送道路啓開等	1 1 7
第 1 2 節	緊急医療	1 1 8
第 1	緊急医療の実施	1 1 8
第 2	医薬品・医療用資機材等の調達	1 1 8
第 1 3 節	避難行動要支援者への緊急支援	1 1 9
第 1	避難行動要支援者に対する対策	1 1 9
第 2	社会福祉施設等に係る対策	1 2 0
第 3	高齢者及び障がい者に係る対策	1 2 0
第 4	児童に係る対策	1 2 1
第 5	観光客及び外国人に係る対策	1 2 1
第 2 部 震災応急対策		
第 1 章	活動体制の確立	1 2 3
第 1 節	応急活動体制の確立	1 2 3
第 1	市の応急活動体制の確立	1 2 3
第 2	関係機関等の応急活動体制の確立	1 2 7

第2節	情報伝達体制の確立	127
第3節	災害救助法の適用及び運用	127
第4節	広域応援体制	128
第5節	自衛隊の災害派遣	128
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	128
第7節	ボランティアとの連携等	128
第2章	初動期の応急対策	129
第1節	津波予報及び地震情報・津波情報の収集・伝達	129
第1	気象庁による津波予報，地震・津波に関する情報の発表	129
第2	地震津波に対する自衛措置伝達	130
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	131
第3節	広報	131
第4節	消防活動	131
第5節	危険物の保安対策	131
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	131
第1	地震時の河川災害の防止対策	132
第2	地震時の土砂災害の防止対策	132
第7節	避難の勧告・指示，誘導	133
第8節	救助，救急	133
第9節	交通確保・規則	133
第10節	緊急輸送	133
第11節	緊急医療	133
第12節	避難行動要支援者への緊急支援	134
第3部	社会基盤の応急対策	
第1節	電力施設の応急対策	135
第2節	ガス施設の応急対策	135
第3節	上水道施設の応急対策	135
第4節	電気通信施設の応急対策	136
第5節	道路・河川等公共施設の応急対策	136
第4部	特殊災害の応急対策	
第1節	道路事故応急対策	138
第2節	海上災害等応急対策	139

第 1	海上災害応急対策	1 3 9
第 2	海上流出油等災害対策	1 4 0

第 4 編 事態安定期の対策

第 1 節	避難所の運営	1 4 4
第 1	避難所の開設等	1 4 4
第 2	避難所の運営管理	1 4 5
第 3	広域的避難収容・移送	1 4 6
第 2 節	食料の供給	1 4 6
第 1	食料の調達	1 4 6
第 2	食料の供給	1 4 9
第 3	食料の輸送	1 4 9
第 3 節	給水	1 5 1
第 1	給水の実施	1 5 1
第 2	給水の方法	1 5 2
第 4 節	生活必需品の給与	1 5 2
第 1	生活必需品の調達	1 5 2
第 2	生活必需品の給与	1 5 3
第 3	生活必需品の輸送	1 5 4
第 5 節	医療・保健活動	1 5 4
第 1	医療救護活動状況の把握	1 5 5
第 2	被災者の健康状態の把握とメンタルケア	1 5 5
第 6 節	感染症予防，食品衛生，生活衛生対策	1 5 6
第 7 節	動物保護対策	1 5 9
第 8 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	1 5 9
第 1	し尿処理対策	1 5 9
第 2	ごみ処理対策	1 6 1
第 3	死亡獣畜の処理対策	1 6 1
第 4	障害物の除去対策	1 6 1
第 9 節	行方不明者の捜索，遺体の処理等	1 6 2
第 1 0 節	住宅の供給確保	1 6 4
第 1 1 節	文教対策	1 6 5

第 1	応急教育の実施	1 6 5
第 2	学用品の給与等	1 6 7
第 3	文化財の保護	1 6 7
第 1 2 節	義援物資等の取扱い	1 6 7
第 1	義援金の配分	1 6 7
第 2	義援物資の取扱い	1 6 7
第 1 3 節	農林水産業災害の応急対策	1 6 8
第 1	農作物対策	1 6 8
第 2	林産物，水産物対策	1 6 8
第 3	家畜管理対策	1 6 8

第 5 編 災害復旧・復興

第 1 章	公共土木施設等の災害復旧	1 6 9
第 1 節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	1 6 9
第 2 節	激甚災害の指定	1 7 0
第 2 章	被災者の災害復旧・復興支援	1 7 1
第 1 節	被災者の生活確保	1 7 1
第 1	市民生活相談	1 7 1
第 2	災害廃棄物等の処理（がれき処理）	1 7 1
第 3	借地借家制度の特例の適用に関する事項	1 7 1
第 4	被災者生活再建支援金の支給	1 7 2
第 5	災害弔慰金等の支給	1 7 3
第 6	税の減免措置	1 7 4
第 7	職業あっせん等	1 7 4
第 2 節	被災者への融資措置	1 7 5

第 1 編 総 則

第1編 総則

第1章 計画の目的等

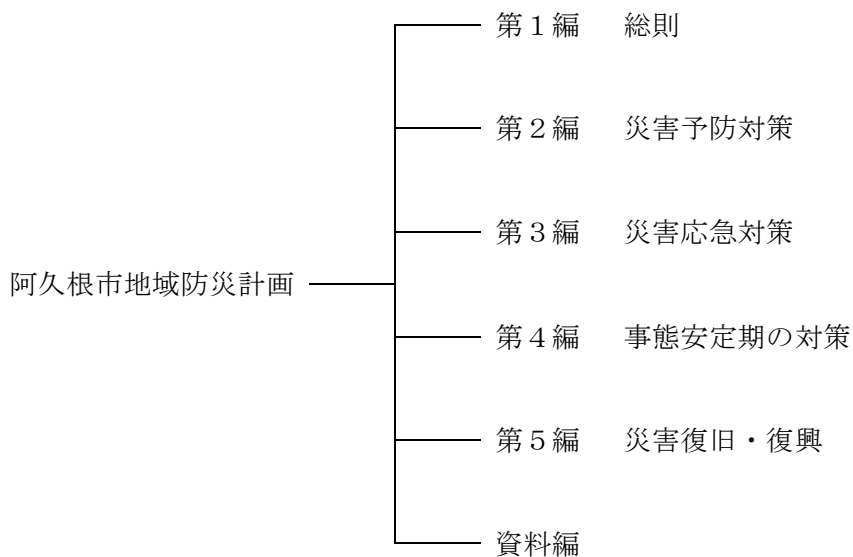
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、阿久根市の地域に係る災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- (1) 阿久根市地域の地勢、気象概況と災害の特性及びその記録、阿久根市地域の防災に関し、阿久根市及び公共的団体その他防災に重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱並びに阿久根市災害対策本部の組織、編成等に関する事項
- (2) 災害危険地域の調査把握、防災施設及び物資等の整備、防災教育及び訓練並びに防災組織の整備等の災害予防計画
- (3) 防災に関する組織、動員、警報等の発令及び伝達、災害情報の収集、避難、水防、消防等の災害発生の防御計画及び食糧、衣料等の供給、医療、救出等の応急救助計画並びにその他災害の拡大を防止するための計画等災害の応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他阿久根市防災会議が必要と認める事項

第2節 計画の内容

本計画は、第1編総則、第2編災害予防対策、第3編災害応急対策、第4編事態安定期の対策、第5編災害復旧・復興及び資料編とする。



第3節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは計

画を修正するものとする。

第4節 計画の周知

本計画の内容は、市職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設の管理者に周知するとともに、特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知する。

第5節 計画の運用

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災機関の業務の大綱

市、指定地方行政機関、市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、市の地域に係る防災に関し、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 阿久根市

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1)	市防災会議に関する事務
(2)	防災に関する施設組織の整備と訓練等の災害予防の対策
(3)	災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
(4)	災害の防御と拡大防止の対策
(5)	り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護
(6)	被災した市管理施設の応急対策
(7)	災害時における文教、保健衛生対策
(8)	災害時における交通輸送の確保
(9)	被災者に対する融資あっせん等の被災者振興対策
(10)	被災施設の復旧
(11)	市内の防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整
(12)	災害対策に関する広域応援協力
(13)	その他災害対策に必要な事務又は業務

2 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局 鹿児島県警察本部 阿久根警察署	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整 (2) 広域的な交通規制の指導・調整 (3) 災害時における隣接警察署との連携・協力及び連絡調整 (4) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整 (5) 災害時における警察通信の運用 (6) 津波予報の伝達
九州農政局 (鹿児島支局)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧 (2) 応急用食料の調達・供給 (3) 災害時における応急食糧の配給 (4) 政府保管主要食糧及び輸入飼料の売渡し (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局 (北薩森林管理署)	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山、治水事業の実施 (2) 保安林、保安施設等の保全

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害応急対策用木材（国有林）の調達，供給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表を行う。 (2) 気象，地象（地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る），水象の予報・警報等の防災情報の発表，伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に努める。
第十管区海上保安本部 (串木野海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施 (2) 警報等の伝達 (3) 情報の収集 (4) 海難救助等 (5) 排出油等の防除 (6) 海上交通安全の確保 (7) 治安の維持 (8) 危険物の保安措置 (9) 緊急輸送 (10) 物資の無償貸付又は譲与 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援 (12) 警戒区域の設定 (13) その他防災に関し海上保安本部の所掌すべきこと。
九州地方整備局 (鹿児島国道事務所阿久根維持出張所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄国道の維持改修 (3) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。

3 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊，海上自衛隊第1航空群	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人命救助，消防，水防，救助物資，道路の応急復旧，医療，感染症予防，給水等のほか災害通信の支援 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

4 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鉄道関係機関 (肥薩おれんじ鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設等の防災，保全 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力

	(3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保
日本郵便株式会社 (阿久根郵便局等)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (3) 被災市に対する簡易保険積立金による短期融資
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等） (2) 救援物資の備蓄配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (6) 災害時の外国人の安否調査
自動車輸送機関 (日本通運株式会社，南国交通株式会社，鹿児島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力
電力供給機関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防止管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
出水郡医師会	災害時における助産，医療救護
出水郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療 (2) 身元確認

5 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島いずみ農業協同組合	被災組合員に対する営農資金等の融資のあっせん及び防災営農指導
土地改良区	(1) ダム，ため池，かんがい用樋門，たん水防除施設等の整備及び防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
北さつま漁業協同組合	漁船の遭難防止対策
病院等経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防対策

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 災害時における収容患者の避難誘導 (3) 被災負傷者等の収容保護 (4) 災害時における医療、助産等の救護 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立
社会福祉施設経営者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防対策 (2) 災害時における収容者の避難誘導
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
鹿児島いずみ森林組合	森林の保護育成及び治山対策の推進並びに森林災害調査
商工関係機関（阿久根商工会議所）	被災商工業者に対する融資のあっせん及び被災店舗、商品等被害調査
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせん
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防対策 (2) 災害時における避難誘導 (3) 災害時における応急教育対策 (4) 被災施設の災害復旧
水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における水の確保 (3) 被害施設の応急対策と災害復旧
北薩農業共済組合	被災農作物等の被害調査及び共済目的に対する損失補償
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策，災害復旧

第3章 市民及び事業所の責務

市民及び事業所は、本計画及び災害対策基本法第7条に基づき、災害の発生の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与するとともに、市が処理する防災業務について自発的に協力するものとする。

1 市民の責務

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。
市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に風水害等や地震災害に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市、消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。
また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の責務

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市その他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第4章 市の地勢，気象概況及び災害特性

第1節 市の地勢

阿久根市は，鹿児島県の西北部に位置し，その広がり東西11.1キロメートル，南北22.4キロメートルで面積は134.28平方キロメートル，周囲は75キロメートルである。市の周辺は，北に急潮黒之瀬戸を隔てて長島に相對し，東部は出水市，南部は薩摩川内市とそれぞれ接している。また，西は東シナ海に面して40キロメートルに及ぶ屈曲に富んだ海岸線を形成している。

市の地形は，九州山脈の断片である紫尾山系が海に迫っており平野に乏しく，周囲は，高峰紫尾山やこれに連なる横座山，熊野山，鷹首山，上床山の小丘で囲まれている。また，河川は，市のほぼ中央を高松川，北部を折口川，南部を大川川等の紫尾山系に源を發する河川が存在し，流域のかんがい等に重要な役割を果している。

地質は，おおむね火山岩と中生層の露出が多く，河川の流域は沖積層，丘陵の台地は洪積層をもって構成されている。

第2節 気象概況

阿久根市は，九州の西南部に位置し，気候は，一般的にいて温暖多雨である。とりわけ，春から秋にかけては，極めて温暖で降水量も多く，この特徴をよく現わしている。冬季は，西北ないし西風のもたらず湿風が九州山脈などに遮られて，特に1，2月の頃に降雪等があり，最低気温を記録する場合が多く，生活や農作物に影響がある。

気温は年平均17.5℃であり，降水量は年平均2,200.9ミリであるが，6，7月に集中する傾向があり，局地的な集中豪雨が發生しやすい。

また，台風については，7月から10月頃にかけて，その多くが西南から北東への進路をとり接近若しくは上陸し，暴風雨，高潮による大きな被害がこれまでも發生している。

第3節 災害特性

阿久根市の災害の中で，最も大きな被害をもたらすものは台風である。阿久根市は，地理的状況からして，台風の被害を受けやすく，これまでも数多くの台風が来襲した。台風は，それに伴う暴風雨，高潮等により，人命，家屋，道路，農作物，水産業等に多大な被害を及ぼしてきた。

特に，台風が薩摩半島に上陸するか，薩摩半島の西海上，とりわけ甕島付近の洋上を北上するときの被害が大きく，このルートをとるものについては十分注意しなければならない。

また，阿久根市においては，豪雨による被害のおそれも大きく，これまで記録的な被害をもたらしたのもあった。豪雨は，6，7月の梅雨期に集中し，1日の降雨量が100ミリ程度になると災害が發生し始める。

このような台風や豪雨による被害は，6月から10月にかけて集中し，この時期の防災には特に注意を要する。

平成9年3月26日17時31分に發生した鹿児島県北西部地震は，震度5強を記録し，平成9年5月13日14時38分には震度5弱の地震がほぼ同地域を震源地として發生した。阿久根市で初めて記録された被害地震となったが，余震が2年以上も継続し，当地域が地震災害と無縁でないことを

強く印象付けることとなった。

東シナ海に面して、長い海岸線を持つ阿久根市は、流失油等、漂流物による危険、津波による被災の危険等も考慮せねばならないであろう。

このように、阿久根市の災害は、台風や豪雨が主要なものであると言ってもよいが、過去には干害や、冬季には霜害が出たりすることもある。したがって、台風や豪雨に対する防災を中心に据えつつ、災害全般にわたって配慮する必要がある。

第5章 災害の想定

本市においては、第4章第3節で示した既往の災害のうち、風水害については、平成11年9月24日の台風18号災害、平成18年7月22日から23日にかけての県北部豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。

また、震災については、平成8年度に鹿児島県が実施した「鹿児島県地震被害予測調査」による4つの想定地震のうち、鹿児島県北部直下地震を想定災害とし、予防計画及び応急対策計画並びに復旧・復興計画における目安として位置付ける。

項 目	H11.9.22～25 台風18号災害	H18.7.20～24 県北部豪雨災害	平成8～9年度 鹿児島県北西部地震
気 象 概 況	最大風速 48.3m/s	連続雨量 847.5mm (19日13時～23日10時) 時間最大雨量 63.5mm (22日11時～12時)	—
震 度 等	—	—	震 度 5強 マグニチュード 6.3
人 的 被 害	軽傷 13人	重傷 1名	軽傷 8人
建 物 等 被 害	住家全壊 9棟 半壊 25棟 一部破損 4,047棟 床上浸水 3棟 床下浸水 8棟 がけ崩れ 2箇所 断水 229戸	住家全壊 2棟 半壊 1棟 一部破損 7棟 床上浸水 14棟 床下浸水 118棟 がけ崩れ 7箇所 通行止め 47箇所 路面決壊 15箇所 断水 627戸	住家全壊 2棟 半壊 5棟 一部破損 193棟 断水 38戸

(資料編：災害の記録)

第2編 災害予防対策

第2編 災害予防対策

第1部 風水害予防

第1章 災害に強いまちづくり

市は、毎年台風、豪雨等により大きな被害を受けており、市民の生命、財産を守るため計画的に風水害に強いまちづくりを行う必要がある。

本市においては、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流などが多数あり、災害予防上必要な防災工事を関係機関と連携調整を図り、実施していく必要がある。

本章では、災害危険箇所の調査、巡視等災害予防上必要な措置について定める。

第1節 土砂災害防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から山地災害、土石流、地すべり、急傾斜崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。

そこで、このような災害を防止するため、従来から推進されている各種防災事業を継承し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。平成13年4月施行）に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備などソフト対策を推進する。

第1 土砂災害防止事業の推進

1 土石流危険渓流

土石流の発生が予想される危険渓流については、今後も県と連携を図りながら危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から逐次、砂防事業を促進する。

また、市は、砂防指定地に標識板等を設置し、地域住民に周知を図るとともに、治水上砂防の観点から有害行為を制限し、災害の予防に努めるとともに、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

本市には、山間地が多く、山崩れを起こす危険のある急傾斜地崩壊危険箇所が多く、今後も県と連携を図りながら危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から、逐次、事業実施を促進する。

また、市は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置し、地域住民に周知を図るとともに、水の放流、のり切り、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為を制限し、災害の予防に努めるとともに、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

3 がけ地近接等危険住宅

市は、がけ地近接等危険住宅について、実態の把握に努め、危険住宅居住者には移転事業の説明を行い、移転を推進する。

4 主要交通途絶予想箇所

市は、落石、崩土、河川のはん濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が必要に応じてパトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止を行い、被害の未然防止に努める。

5 土砂災害警戒区域等

市は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

6 その他の災害危険箇所

市は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(資料編：災害危険箇所)

第2 災害危険箇所等の調査結果の周知

1 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県北薩地域振興局建設部出水支所、同局農林水産部出水支所、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、平素から地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市（総務課又は都市建設課）に通報するものとする。

2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

市は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国・県等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも災害発生の可能性があるため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

3 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法について次に掲げる手段により地域住民に周知する。

- (1) 災害危険箇所、避難所等を明記した防災地図（防災マップ）を作成・掲示・配布するものとする。
- (2) 広報紙・ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や区の総会、区長会総会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

第3 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、平素から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難するように心掛けなければならない。

なお、市は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画の作成に努めるものとする。

また、必要に応じ、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

3 避難計画の整備

市は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成するものとする。

(1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際に留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

(2) 住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

(3) 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所での住民の世話人の配備等の措置を講ずる。

(4) 避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等を避難誘導員に定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導を行う隣接住民を定めておくなどの措置を講ずる。

(5) 避難勧告等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂災害警戒区域・危険箇所等の情報をもとに河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1，2，3，4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報などを合わせて判断し、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して住民の避難行動が開始されるよう基準を定めるよう努める。

4 住民の自主的避難の指導

市は、豪雨時等において土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合又は地震発生のおそれ若しくは地震発生後の二次災害が予想される場合における住民の自主的避難について、あらゆる機会を通じて

住民に対して指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供できるよう努めるものとする。

避難対象地区内の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで早めに行うよう努める。このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進

第1 河川災害の防止対策

市は、県において把握している河川等重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域に基づき、住民への周知に努めるとともに、市において、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

- ア 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- イ 避難路上の障害物などの把握
- ウ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握
- エ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

第2 重要水防区域の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「鹿児島県水防計画書」に示す危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。

第3 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設整備事業

市は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後においては、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

2 水門施設の維持補修事業

市内にある河川、水路の水門の管理については、水門の点検、油さし等を適宜行い、故障箇所の発見及び修理に当たるものとする。

3 水門の開閉

水門管理者は、台風、高潮又は津波襲来のおそれがあるときは、新聞、テレビ、ラジオ、その他により、潮位の把握に努め、適時門扉を開閉するものとする。

なお、水門の設置箇所は、次表のとおりである。

設置箇所	数量	管理者
折口川	1	市

第3節 防災構造化の推進

第1 建築物の不燃化の推進

1 不燃耐震性建造物の建築促進

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、不燃化の促進を図る。

2 公共建築物の耐震、不燃化対策

市有の木造建築物は、順次不燃化を図るとともに、新築は、努めて耐火建築物等とする。

また、耐震、耐火等に関する防災資料を公共建築物所有者に配布して、耐震、不燃化を促進する。

3 消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

4 火災予防

市は、阿久根地区消防組合及び阿久根消防署（以下「阿久根地区消防組合等」という。）に対し阿久根地区消防組合火災予防査察規程に基づく査察の実施を依頼するほか、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

第2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能確保）

道路は、市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する。

このため、市は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

市は、公園・緑地・空地等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

市は、道路部に擁壁を設置する場合には、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。また、宅地に擁壁を設置する場合には、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、パンフレットの配布や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導するとともに、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を行う。

第4節 建築物災害の防止対策の推進

第1 公共施設等の安全性の確保

市は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

第2 重要防災基幹施設の安全性の確保

市庁舎（支所、出張所を含む。）、消防等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。

このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第3 市民等への意識啓発

1 建築物の不燃化等の必要性の啓発

市は、建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

このほか、講習会等において不燃化等の必要性を啓発する。

2 がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

3 特殊建築物等の安全性の確保

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、建物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせ、県に報告する（建築基準法第12条）定期報告制度により、安全確保を図る。

また、阿久根地区消防組合等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、特殊建築物の安全確保に対して指導を行う。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

第1 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、既存道路施設等の安全性を基本に、次の防災対策等の整備に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇

所について、法面の補強等の防災対策工事を計画的に実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替え、補強、落橋防止措置等の対策工事を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路ネットワークとして機能することが重要である。

このため、市においては、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等の防災対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

市は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第2 上水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行い、引き続き、次の対策により、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽管等の铸铁管等への敷設替えの推進
- (3) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (4) 浄水場等の堅牢化・停電対策の推進
- (5) 広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第3 電気・ガス・通信施設の災害防止

電気・ガス・通信の各事業者は、災害が発生した場合、それぞれの施設の災害を防止し、ライフラインの確保ができるよう災害予防措置を継続して講ずるものとする。

第4 鉄道施設の災害防止

鉄道施設は、特に災害時の強力な輸送手段となることから従来から災害に強い施設構造で整備されているが、災害時における鉄道輸送の重要性から、鉄道事業者は、災害予防措置を継続して講ずるものとする。

第6節 危険物災害等の防止対策等の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、危険物や高圧ガス等の漏えい・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策の推進に努める。

第1 危険物災害の防止

1 危険物災害の防止対策の実施状況

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物の施設数

危険物の施設は資料編のとおりである。

(資料編：危険物施設現況表)

2 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、市長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

(1) 立入検査等の実施

ア 危険物施設の施工中又は完成時の検査の実施

イ 危険物の施設の定期的保安検査の実施

ウ 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るための路上検査を実施

(2) 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、消防法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

(3) 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

(4) 事業所における保安教育等の実施

(3)による講習のほか、事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

(5) 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

第2 高圧ガス施設の災害防止

1 高圧ガス施設の災害防止対策の実施状況

本市における高圧ガス施設の現況は、資料編のとおりである。

2 高圧ガス施設の災害防止対策の実施方策

高圧ガスによる災害防止のため、県は高圧ガス保安法及び液化石油ガス法等に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

(1) 立入検査等の実施

- ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所の完成時における完成検査
- イ 高圧ガス製造、販売、貯蔵、消費場所及び容器検査所の立入検査
- ウ 高圧ガスの移動中の事故防止を図るため、防災工具整備の指導及び路上取締り
- エ 高圧ガス製造施設の定期的保安検査受検届出の受理

(2) 定期的自主検査の指導

高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施

(3) 講習会等による関係法規の周知徹底

関係法規の遵守について、製造業者、販売業者等に対する講習会・研修会の開催と高圧ガス関係団体を通じての関係者への周知徹底

(4) 事業所における保安教育等の実施

(3)による教育のほか、製造業者が危害予防規程を制定し、保安教育計画の作成及びそれに基づく従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、販売業者、高圧ガス貯蔵所有者等の従業員に対する保安教育の徹底を図るための指導

(5) 消費者保安対策

液化石油ガスの消費先での事故防止を図るため、自動ガス遮断装置等安全器具の設置を促進するなどの消費者啓発

第3 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。
- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

第7節 農業災害の防止対策の推進

風水害等による農作物等の被害を軽減し、農家経営の安定を図るため、農作物及び農業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、県・市はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の末端農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

2 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性を生かした作目及びその組合せ，作付体系等，防災営農の積極的な推進に努め，農作物等被害予防対策を確立するとともに，農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

3 作目別被害予防対策

本市の地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した各作目の予防対策指導を徹底するとともに，事後対策指導を実施し，被害を最小限にとどめる。

4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために，防災営農施設の整備を行い，農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

第1 市の応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルの作成を図る。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルの作成を図る。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 配備要員の育成

配備要員（避難所を含む。）が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修を行う。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を行うこ

とができるよう、平素から防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応について、勤務時間外における連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時における迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡体制を整備するため、次の対策を進める。

(1) 積極的な情報交換

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を平素から積極的に行い、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるよう明示しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、本市を管轄する自衛隊と平素から情報交換や訓練等を通じ、連絡体制の整備を図る。

第3 広域応援体制の整備

市は、他機関及び団体と締結している災害時相互応援協定に基づき、他の機関及び団体に対する応援を求める場合を想定し、平素から情報交換や連絡調整に努め、必要に応じて随時協定を締結するよう努めることとする。

(資料編：災害に係る他機関及び団体との相互応援協定等)

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶やふくそう等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び防災関係機関は、平素から通信・広報体制（機器等）の充実に努める。

1 通信施設の整備

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための防災行政無線設備（屋外拡声方式及び戸別受信方式）の保守・点検に努める。

2 通信施設の運用体制の充実

災害時における迅速かつ的確な通信連絡のため、平素から通信施設の運用体制の充実に努める。

(資料編：防災行政無線施設一覧)

第3節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進するとともに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

(1) 消防組織の整備状況

市の消防組織は、常備消防（消防本部、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されている。

(資料編：阿久根地区消防組合の組織)

(資料編：阿久根市消防団の組織)

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分活用して、より高度な消防活動を行うことができるよう、消防職員及び消防団員について、教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と同様、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり、消防団の育成・強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会の財産であることから、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、地域住民が消防団へ積極的に参加、協力する環境づくりを進める。

(イ) 消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への入団を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団、自主防災組織等を通して、火気使用

の適正化や消火器具等の普及等，出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は，地域単位で，自主防災組織の育成を図るとともに，平素から火災時の初期消火等について知識，技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市は，消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに，自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また，地域住民と平素から連携を図り，火災発生時における初期消火体制の確立に努める。

第2 消防水利，装備・資機材の整備

1 消防水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防水利の整備状況

市内の消防水利の保有状況は，次のとおりである。

区 分	公 設	私 設	計
消火栓	3 0 1		3 0 1
防火水槽(40~60m ³ 未満)	5 4	4	5 8
防火水槽(20~40m ³ 未満)	5 1 0		5 1 0
小 計	8 6 5	4	8 6 9
自然水利			8 6
水利合計			9 5 5

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に，次の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと，畑地かんがい用貯水池，給水栓を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

消防用装備・資機材の整備方針

国の示す消防力の基準に適合するよう，消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備

県単補助等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

(資料編：消防施設等の現況表)

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動通信手段は、消防本部において次のとおり消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。

《消防本部消防通信体制の整備状況》

消防救急業務用無線局		火災報知専用電話回線
固定・基地局	移動局	
4	4 2	2 3

(2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに新たに増波された全国共通波（2波）の整備を促進し、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

イ 通信・運用体制の整備

- (ア) 消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (ウ) 住民への情報提供及び平素から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第4節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

風水害時等における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策については、第3編第1部第2章第8節「避難の勧告・指示、誘導」に基づいて実施することとし、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者の安全避難について留意する。

第1 避難所の指定・確保、安全性の点検

1 避難所の指定

市は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活をおくるための指定避難所に

ついて、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民に対し周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、自主防災組織によっては、指定緊急避難場所等への緊急避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するように努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による支障のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局等の関係者と調整を図る。

2 避難所の整備

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。

また、指定避難所においては、避難生活に必要な物資や通信機器等のほか、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備や被災者による災害情報の入手に資するラジオ・テレビ等の機器の整備に努める。

さらに、指定避難所において長時間の停電が発生した場合においては、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間にわたって対応可能な電源の確保に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害により避難所の設置期間が長期にわたる場合に備えて、防災機能の維持や向上を図るための整備についても考慮しておく。

また、避難生活の安全・安心を確保し円滑な避難所運営を図るため、指定避難所や市の施設等において備蓄場所の確保に努めることとし、当該場所に、食料、飲料水、常備薬、炊き出し器具、毛

布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所の設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

3 避難所・避難路の安全点検

避難所の指定や避難路の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市長の避難措置は、原則として避難の準備、避難の勧告、避難の指示の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。

イ 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 市長は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、第3編第1部第2章第8節「避難の勧告・指示、誘導」により行う。また、市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、近隣市町にも通知しなければならない。

エ 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長、北薩地域振興局長）に報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

(2) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもので、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状態を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置させ、車両による移送などの方法を講ずる。

2 自主避難体制の整備

(1) 市は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

(2) 自主防災組織は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性や土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

3 避難指示等の伝達方法の周知

避難指示等の伝達は、市民及び本市に滞在する人々への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のように、あらかじめ複数の伝達系統や伝達体制を整備しておく。

(1) 避難指示等の伝達体制

- ア 同報無線や各区の放送を利用して伝達する。
- イ 自主防災組織等を通じ、関係者により直接口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法の工夫

市長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、(1)に掲げる伝達手段を用い、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

(3) 伝達方法等の周知

市長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

4 要配慮者の避難体制の強化

寝たきり高齢者、病人、身体障がい者等いわゆる避難行動要支援者の避難については、次の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市は「避難支援プラン」を作成し、民生委員、自主防災組織等との連携・協力を図りながら、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、平素から要配慮者、特に避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の掌握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市長は、避難行動要支援者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法について、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておくものとする。

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、平素から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

(3) 防災教育・避難訓練の実施

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

2 駅、スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用発電機等の整備・備蓄に努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等確立しておくものとする。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、施設管理者は、平素から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を

図りながら、災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、市内の学校における児童生徒の避難体制を、県立高等学校の校長は自校における生徒の避難体制を、次の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、市内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

また、県立高等学校及び養護学校の校長は、市の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成するものとする。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

ウ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

エ 児童生徒を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

オ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知しておく。

カ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施しておく。

キ 危険な校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、本計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めておく。

第4 避難所の収容、運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設や宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるように努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 避難所の運営体制の整備

市は、避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、女性消防隊や住民の自主防災組織、ボランティア組織と協力して避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成19年12月 鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成20年8月鹿児島県）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

- 避難所をめぐる基本的な事項
- 事前対策
- 応急対策
- 地域住民等自主運営組織による避難所の運営
- 要配慮者対策

3 避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第5節 救助，救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ，洪水，冠水等による被害の可能性が危惧され，多数の救助，救急事象が発生すると予想される。

このため，災害発生に際して，救助，救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備に努める。

第1 関係機関等による救助，救急体制の整備

1 市（常備消防を含む。）の救助，救急体制の整備

- (1) 常備消防を主体とし，救出対象者の状況に応じた救出班の体制整備に努める。
- (2) 市は，予想される災害，特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え，平素から必要な資機材確保の保管場所，具体的確保方法や関係機関への協力要請等について，十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため，救急救命士等救急隊員を養成するとともに，職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため，救急・災害医療情報システム等を活用し，医療情報収集に努める。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え，民間の搬送業者等と連携し，傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに，救出・救助に必要な重機を確保するため，建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

2 消防団の救出・救助体制の整備

平素から地域の要配慮者の把握を行うとともに，救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

3 警察，海上保安部，自衛隊との連携

市は，平素から警察，海上保安部，自衛隊との相互情報，連絡体制等について，十分に検討しておく。

4 孤立化集落対策

市は，土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については，別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき，事前に関係機関と，孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保，救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について，十分に検討しておく。

また，次の事項についても考慮し，十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(3) 非常用発電機の確保

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保することから、非常用発電機の確保に努める。

5 住民の救助，救急への協力

災害時には，住民による地域ぐるみの救助，救急への参加協力も必要となる。

このため，一般住民は，平素から県や市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し，救助，救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

孤立化集落対策マニュアル

1 目的

大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。このため、市において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のためのマニュアルを策定し、当該マニュアルに基づき、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組を促進することにより地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

(1) 孤立化のおそれのある集落の把握

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落の把握に当たっては、警察、消防、北薩地域振興局、N T T等防災関係機関からも意見を聴取する。

〈孤立化のおそれのある集落の定義〉

□ 道路状況

- ・ 集落につながる道路等において迂回路がない。
- ・ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ・ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- ・ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

□ 通信状況

- ・ 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- ・ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

(2) 孤立化の未然防災対策

孤立化を未然に防止するため、市は県及び防災関係機関等と連携しながら、次の対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、平素から情報交換に努める。

ア 市

- (ア) 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長等）を「災害情報連絡員」として任命し、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- (イ) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、N T Tなどの防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (ウ) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連

携を図る。

- (エ) 市が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備し、連絡手段の多様化を図る。
- (オ) 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

イ NTT

孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

ウ 道路管理者（県・市等）

孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県・市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

(3) 孤立化した場合の対応

ア 市

- (ア) 孤立化した集落が発生した又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに報告する。
- (イ) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (ウ) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

イ 県

- (ア) 市から孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (イ) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (ウ) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

ウ NTT

- (ア) 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- (イ) 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

エ 道路管理者（県・市等）

建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

オ 自衛隊

大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否情報等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

カ 警察

安否確認、行方不明者の搜索、救出・救助、緊急交通路の確保を図る。

第2 救助，救急用装備・資機材の整備

1 救助用装備・資機材等の整備方針

- (1) 土砂崩れ等による生き埋め等の救出，救助事象に対応するため，消防署，消防団，自主防災組織等において，必要な救助用装備・資機材の整備を図る。
- (2) 災害時に同時多発する救助，救急事象に対応するため，高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

2 救急用整備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため，救急用装備・資機材等の整備を図る。

区 分	整 備 内 容
車 両	高規格救急車
救 急 資 機 材	高度救急資機材，非常用救急資機材， 消防用救護資機材，トリアージ・タッグ

第6節 交通確保体制の整備

風水害時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想される。

このため，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

1 啓開道路の選定

災害時において，道路啓開を実施する路線の選定，優先順位について関係機関と連携を取り，路線をあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

市は，平素から，災害時において関係機関及び関係業者が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう，道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

市は，平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに，建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

市は，災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て，迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように，道路啓開に関する協力協定の締結を図り，協力関係の強化を図る。

5 交通規制

市の管理する道路について，道路，橋梁等交通施設の巡回調査又は発見通報等により，道路の損

壊、決壊等の災害により交通施設等の危険な状況が予想され、交通が危険であると認められる場合の交通規制を実施する体制の整備に努める。

6 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両のうち、災害応急対策を実施するものについて、緊急通行車両の事前届出を行い、届出済証の交付を受け、災害時に速やかに緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受けられるようにしておくものとする。

第7節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備計画を推進する。

第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

市は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

2 食料の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食料調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努めるものとする。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 給水施設の応急復旧体制の整備

(1) 給水能力の把握

市は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくものとする。

(2) 復旧に要する業者との協力

市は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

(3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(4) 広域応援体制の整備

市は、日頃から取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

2 耐災害性の水道施設の整備促進

市は、災害に強い水道施設及び災害時における水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

第3 生活必需品の供給体制の整備

市は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。また、備蓄物資のみでは不足する場合、市は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

第4 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関も被害を受けて混乱が予想されるため、発災時に備えて、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成や関係機関の協力体制など、市及び関係機関は、必要な医療体制の整備に努めるものとする。

1 救護班体制の整備

市は、北薩地域振興局保健福祉環境部と連携して、日本赤十字社、出水郡医師会等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

市は、救護班の設置場所や運営に関して、関係医療機関等の協力関係をあらかじめ定め、傷病者が極めて多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

2 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電・断水等にも対応できる医療体制の確立に努めるものとする。

3 後方搬送体制の整備

負傷者の後方搬送について、市は、関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確にしておく。

また、各救護班や医療機関は、傷病程度の選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、平素から訓練し、習熟に努める。

4 透析患者や在宅難病患者への対応

透析患者や在宅難病患者については、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給や在宅難病患者の近隣市町への搬送を行う必要があるため、医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整備する。

第5 感染症予防、し尿処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため各種作業実施の組織編成について、市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成しておく。

感染症予防班は、市職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの設置計画の策定

市は、必要とされる仮設トイレの数量及び市内業者の在庫等について調査し、必要に応じ迅速な設置に努める。

(2) 広域応援体制の整備

北薩広域行政事務組合は、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

第6 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

(1) 市は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材等を円滑に調達ができるように、入手手続を整えておくものとする。

(2) 市は、災害により住家を失った人に対して迅速に住宅を提供できるよう、市営住宅の空き状況を常に把握しておくものとする。

(3) 市は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

市は、文化財及び文教施設の所有者又は管理者に対する防災体制の整備に関する指導及び文化財の耐震調査に関する指導を行うものとし、文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練を実施するものとする。

第3章 市民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施するほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図ることが必要である。

本章では、このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、市民に対し、災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

第1 市民に対する防災知識の普及啓発

1 市民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して労働安全、交通安全等災害防止運動の一環として対策実施機関ごとに災害防止運動を行うほか、市民の防災意識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の内容

市民への防災知識の普及・啓発の内容は、おおむね次のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮して行う。

ア 市民等の責務

(ア) 自ら災害に備えるための対策をとること。

(イ) 自発的に防災活動に参加すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

a 災害に備えた2, 3日分の食料, 飲料水等の備蓄

b 非常持出品（救急箱, 懐中電灯, ラジオ, 乾電池等）の準備

c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(イ) 出火防止, 初期消火等の心得

(ウ) 家屋内, 路上, 自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

(エ) 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動, 緊急避難場所や避難所での行動

(オ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路, 緊急避難場所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者, 要配慮者等の救助の心構えと準備

(ケ) 風水害, 震災に備えた損害保険の加入

(コ) その他

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織，編成，分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領，連絡方法
- (ウ) 感染症予防の心得及び消毒方法，清潔方法等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の聴取及びその聴取方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食料，身の廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根・雨戸等の補強
 - e 排水溝の整備・清掃
 - f 初期消火，出火防止の徹底
 - g 避難の方法，避難路，避難所
 - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所での支援
- (オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(2) 防災知識の普及・啓発の時期

普及の内容により，最も効果のある時期を選んで行うものとする。

(3) 防災知識の普及・啓発の方法

市は，広報紙，広報車の巡回，各種会合，県防災研修センターなどを活用し，市民に対して防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及・啓発

幼稚園，小・中学校における学校教育は，その発達段階に合わせた副読本や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど，教育方法を工夫しつつ実施する。

また，青少年，婦人，高齢者，障害者，ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は，各種社会教育施設等を利用しつつ，それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等を実施する。

いずれの場合も，台風・豪雨等気象現象等に関する基礎知識，災害の原因及び避難，救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は，職員に対して，防災対策の責務・役割を周知徹底するとともに，地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い，職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお，災害時において，市及び防災関係機関の職員は，それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため，各自において，家屋及び周辺の補修・安全化，飲料水，食料，医薬品・非常持

ち出し品の用意など防災準備を行うとともに、様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的实施

災害時において災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、それぞれ目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進するものとする。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市民等の参加者がより実践的な防災活動のノウハウを習得することを目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の実施に当たっては、次の訓練等を行う。

- ア 動員訓練，非常参集訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 医療・救護訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 輸送訓練
- ク 消防訓練
- ケ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

防災訓練の効果が期待できる時期に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域において十分検討する。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。

(1) 市が行う訓練

ア 総合防災訓練

市長は、各防災関係機関と十分連携をとりながら総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ隣接市町等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を実施するように努める。

(2) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、量販店等の管理者は、市や消防機関その他関係機関と協力して、入所者、従事者や利用者等の人命保護のため、避難訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練結果の評価・記録

訓練を実施した場合は、実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用するものとする。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施の日から20日以内に防災会議の会長に報告するものとする。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するために、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設及び危険物を製造若しくは、保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、市は、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害のおそれがある地区
- イ 土石流危険渓流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区
- エ 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 津波危険のある地区
- カ 高齢化の進んでいる過疎地区
- キ 土砂災害警戒区域等のある区域
- ク その他危険区域

(2) 自主防災組織の組織づくり

区等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ア 区等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 区の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練，消火訓練，図上訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難勧告・避難指示等の伝達，確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，自主防災組織等が日常的に活動し，また，訓練を行うよう実施を促し，地域防災活動への参画を推進するとともに，研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう，積極的に創意・工夫していく。

なお，男女双方の視点に配慮した防災を進めるため，女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場，事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

中高層建築物，大型スーパー，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設及び石油，ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては，火災の発生，危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので，これらの被害防止と軽減を図るため，自衛消防隊等の設置を促進する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物，大型スーパー，旅館，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りし，又は利用する施設

イ 石油類，高圧ガス，火薬類，毒劇物等を貯蔵し，又は取り扱う製造所，貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防隊等を設置し，防災防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり，共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は，事業所の規模，形態により，例えば，大型スーパー，学校，病院，社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は，消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか，管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合，共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど，その実態に応じた組織づくりを指導する。

また，危険物施設や高圧ガス施設等の場合，周辺に及ぼす影響が大きいことから，施設管理者に，事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は，消防計画や

防災計画を策定するものとする。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び活動計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動推進

ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び設備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導・救出救護

第4節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時には、個人のほか専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平素から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

1 防災ボランティアの育成強化

市は、平常時から地域団体やNPO法人等のボランティア団体等の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

2 市及び関係機関等における連携体制の整備

市及び関係機関等においては、災害時におけるボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう、活動環境の整備を図るため次の取組を行う。

(1) ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるように必要な知識を普及する。

(2) ボランティアの登録、把握

市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社阿久根市地区その他のボランティア関係団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告するものとする。

(3) 大規模災害時のボランティア活動拠点の確保

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティア活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を促進する。

(4) 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、市内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

3 日本赤十字社阿久根市地区及び市社会福祉協議会による環境整備

日本赤十字社阿久根市地区及び市社会福祉協議会は、防災ボランティアの養成やボランティアコーディネーターの設置など、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会と協力しボランティア活動を支援する環境整備に努めるものとする。

第5節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいを持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、平素から要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における要配慮者の実態把握

1 要配慮者の実態把握

市は、保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的に沿って抽出し重複を整理するなど、要配慮者の実態把握と関係各課間での共有化を図る。特に、避難に当たって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに掌握しておくものとする。

なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成・活用

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

本市においては、「阿久根市災害時要援護者避難支援プラン」に基づく災害時要援護者台帳をこの避難行動要支援者名簿とする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、災害時における要配慮者の円滑な避難を実施するために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災

資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、平素から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

第2部 震災予防

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では、このような地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、急傾斜地の崩壊等の被害を受けやすく、地震時においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。

このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続して実施しながら、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

第1 土砂災害の防止対策

第2編第1部第1章第1節「土砂災害防止対策の推進」により行う。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

市は、これまで地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測されている。

したがって、市は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

液状化のおそれのある地区での産業用地の整備及び地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

市は、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等について、市民や関係方面への周知に努める。

第2節 津波災害防止対策の推進

津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備並びに津波に関する意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

第1 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震被害予測調査（平成7～8年度）に基づき津波対策を講ずるとともに、沿岸住民に対し周知するよう努める。

2 津波危険の把握

市は、被害が予想される津波災害危険予想地域の把握をするため、必要に応じ次の内容を調査するよう努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難に当たっての避難経路、避難路上の障害物の有無の把握
- (3) 指定避難所等の配置状況や堅牢度等の調査
- (4) 避難活動上の阻害要因等の把握
- (5) 危険区域内に居住する住民構成や自主防災体制の検討

第2 津波災害に対する広報・避難体制の整備

地震時、津波に関する避難勧告・指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

また、地震発生後数分程度で津波が襲来する場合もあるので、市は、地震時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所等を広く指定・確保しておく。また、高地に避難するに際して、最小の経路で避難できるような経路を指定し、避難所の適正配置状況や安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

第3 津波災害に関する意識啓発及び訓練の推進

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、市民に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。

また、津波災害の危険性の高い地域では、津波の発生を想定し、住民参加の訓練に努める。

第3節 防災構造化の推進

震災対策に係る防災構造化の推進については、第2編第1部第1章第3節「防災構造化の推進」によるほか、次のとおりとする。

第1 防災的土地利用の推進

市は、既成市街地及び周辺地域において、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

第2 建築物の不燃化の推進

1 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

2 その他の地震火災防止事業

地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。

第3 消防水利の多様化

消防力の基準等に照らし消防力施設等の整備を図るとともに、地震による災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用など、消防水利の多様化について検討しておく。

第4 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、特に、地震火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する。

このため、道路管理者は、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、市街地内の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園、農村公園等のオープンスペースを利用し、避難地として機能を高める。

第5 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

道路部に擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安定性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合には、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づき、新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕補強等の改修指導を実施する。

3 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置機の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底するなど安全化対策を指導するものとする。

第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震化の推進）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

震災対策に係る建築物災害の防止対策の推進については、第2編第1部第1章第4節「建築物災害の防止対策の推進」によるほか、次のとおりとする。

第1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修の促進

市庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

第2 市民への意識啓発

市民に対し、以下の意識啓発を実施する。

- (1) 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- (2) がけ地近接等危険住宅の移転に対する指導
- (3) コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

震災対策に係る公共施設の災害防止対策の推進については、第2編第1部第1章第5節「公共施設の災害防止対策の推進」によるほか、次のとおりとする。

水道、電気、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、水道事業者は、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、次の対策により、地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性の劣る石綿セメント管等から铸铁管等への敷設替えの推進
- (3) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (4) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進
- (5) 広域的なバックアップ体制の推進
- (6) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第2 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、次の防災、耐震対策等の整備に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を計画的に実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

第6節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏えい・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

第1 危険物災害の防止

第2編第1部第1章第6節第1「危険物災害の防止」による。

第2 高圧ガス施設の災害防止

第2編第1部第1章第6節第2「高圧ガス施設の災害防止」による。

第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では、このような震災応急対策への事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

具体的な防災体制の整備については、第2編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に準ずる。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶やふくそう等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な通信・広報体制（機器等）の整備については、第2編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第3節 消防体制の整備

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な消防体制の整備については、第2編第1部第2章第3節「消防体制の整備」に準ずる。

第4節 避難体制の整備

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

具体的な避難体制の整備については、第2編第1部第2章第4節「避難体制の整備」に準ずる。

第5節 救助、救急体制の整備

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事

象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

具体的な救助、救急体制の整備については、第2編第1部第2章第5節「救助、救急体制の整備」に準ずる。

第6節 交通確保体制の整備

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な交通確保体制の整備については、第2編第1部第2章第6節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第7節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進するものとし、第2編第1部第2章第8節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

第3章 市民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本章では、このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

具体的な防災知識の普及啓発活動については、第2編第1部第3章第1節「防災知識の普及啓発」に準ずる。

第2節 防災訓練の効果的实施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進するものとし、第2編第1部第3章第2節「防災訓練の効果的实施」に準ずる。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は最小限にするためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

平常時又は地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第2編第1部第3章第3節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

第4節 防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1部第3章第4節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第5節 要配慮者の安全確保

今後、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、平素から、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な要配慮者の安全確保については、第2編第1部第3章第5節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

第1部 風水害応急対策

第1章 活動体制の確立

水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

本章では、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 市の応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

市は、風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関と連携・協力し、応急対策を実施するとともに総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

市の区域に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長を置き、本部長は総務課長をもって充て、その指揮の下に災害警戒要員を置き、総務課職員をもって充てる。

(2) 市災害対策本部の設置

ア 市災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 市災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- a 市内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
- b 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(イ) 市災害対策本部の廃止

市長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

(ウ) 市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ 市現地災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 現地対策本部の設置

市長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(イ) 現地本部の廃止基準

市長は、現地災害対策本部の事務が終了したと認めるとき、現地災害対策本部を廃止する。

2 市災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

なお、市長に事故や不測の事態があった場合は、副市長、教育長及びあらかじめ指定された課長の順で市長に代わる意思決定を行う。

(イ) 本部に対策部を置き、各対策部のもとに、各課等の職員で構成される班を置く。

（資料編：災害対策本部の所掌事務）

イ 本部の設置場所

本部は、災害による被災のおそれがない場合は、原則として市庁舎に設置するが、庁舎が被災して使用できないときは、消防署に設置し、当該消防署が使用できないときは、市長が定めた場所に設置する。

ウ 本部会議

(ア) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 県、他の市町その他防災機関との連絡調整に関すること。
- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e その他重要事項に関すること。

(2) 現地災害本部

ア 現地災害対策本部の構成

(ア) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、災害対策本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 本部長は、現地災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

イ 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡

(イ) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達

(ウ) 被災地の支援に従事する市の職員又は市に申出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整

(エ) その他現地災害対策本部の役割を果たすために必要な事務

3 職員の配備体制

市は、風水害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

(1) 配備区分の決定

本部長は、災害対策本部を統括し、その所掌事務及び配備する要員を決定する。配備要員の数は、災害の規模等に応じ、配備の区分により決定するものとする。（次ページの表）

(2) 動員の伝達方法

動員配備の伝達系統は、次のとおりとする。

【気象警報等発表】

総務課危機管理係職員→総務課長→市長→各対策部長→職員招集→各対策部の活動の実施

(3) 自主参集

ア 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所に参集するよう努める。

イ その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合には、最寄りの避難所に参集し、応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集に当たるものとする。

《配備基準》

体制	基 準	配 備 基 準	活 動 内 容
体情 報 連 制絡	市内に各種の気象警報等が発表されたとき。	1 総務課職員 2 その他必要と認める者	降雨状況や被害情報の収集を行うため、県や関係機関との連絡調整に努める。
本災 部害 体警 制戒	(1) 市内に小規模な災害が発生したとき (2) 各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想される時。	1 総務課長 2 総務課職員 3 その他必要と認める者	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害 対策 本 部 体 制	第1 配 備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	特に関係のある課の少数人数で情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。 第2配備（又は第3配備）に移行し得る体制とする。
	第2 配 備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	本庁・支所内に勤務する職員の約半数を待機させ、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。
	第3 配 備	市内全域にわたり大きな被害若しくは甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	全員待機して防災業務に従事する。

第2 関係機関等の応急活動体制の確立

1 防災関係機関の組織

防災関係機関は、風水害等の災害発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施するものとする。

2 市民の役割

市民は、自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

3 各種団体・組織・個人の役割

スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら組織、地域の防災力を総動員して有機的な対策に組み込んだ応急活動体制を確立するものとする。

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してきた救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立するものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するために情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行うものとする。

1 市の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

(1) 市防災行政無線システム等の運用

市は、災害時においては、市防災行政無線を主体とする無線通信系統を関係各課や関係機関等との通信に当たっての基幹通信手段とする。

(2) 連絡用電話の指定等

市は、外部団体や市民等に利用されることが多いNTT一般加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用等）について、事前に定められた電話の中から災害時の連絡用電話を指定し、市本部としての窓口の統一を図る。指定された連絡用電話は、防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。

(3) 情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。情報連絡責任者は、対外的な情報連絡（各機関との調整や協力等）に当たっての管理・統括上の意思決定を主とし、総務課長がその任に当たる。情報連絡の管理・統括の実務は、総務課（総務班）が行う。

2 市防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難となることが想定されるため、市防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

(1) 市防災行政無線の統制

風水害等の災害が発生すると、総務課無線担当者が作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。この際、市防災行政無線の通信の途絶や輻輳を防止し、迅速かつ的確な通信連絡が行われ、応急対策が円滑に行われるよう留意する。

特に、被災地からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し、効果的な運用を図る。

(2) 県との通信連絡体制の確立

県とは、防災情報ネットワークの回線を利用して交信し、情報連絡を行う。

(3) 市各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は、市防災行政無線等により行う。また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

3 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体の故障又は通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。

したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

(1) 孤立防止対策用衛星電話による通信

孤立化集落の防止や関係機関との通話など緊急に連絡を要するため、衛星電話の整備促進に努める。

(2) 各機関の無線通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア 消防無線電話

市消防無線電話を利用し、消防無線車を通じ通信連絡する。

イ 警察電話による通信

阿久根警察署の警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する派出所、駐在所等を経て通信連絡する。

ウ 警察無線電話による通信

阿久根警察署の警察無線電話を利用し、イに準じて通信連絡する。

(3) アマチュア無線の活用

有線が途絶し災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

4 電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い、情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信

通信施設の被災状況等により異なるが、一次的には、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信を確保する。

(2) 災害時優先電話の指定による非常・緊急電話

災害対策に用いる電話は、平常時に指定を受けた「非常電話」を利用する。災害時の緊急を要する通話に当たっては、「非常」をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。災害時における市外通話の優先的利用を行う。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて、市は、災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が25世帯以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
避難所の設置	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・人夫費 ・消耗器材費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金、借入費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	(基本額) ・避難所設置 1人1日当たり300円以内 冬季(10月～3月)については別に定める額を加算する。 ・天幕借上、仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費は別途計上 ・福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通信施設の確認(非常通信方法の教示)
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	船艇、その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 ・輸送費、賃金職員等雇用上費は別途計上	・救出に必要な機械器具、賃金職員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送の方法
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事ができない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1人1日当たり1,080円以内 ・食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額以内であればよい。 ・被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区別なし)	直ちに食することができる現物による
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費 ・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・浄水用の薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員雇用上費は別途計上	飲料水の必要量及び輸送方法
障害物の除去	1 自力では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合	除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇用上費	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1世帯当たり134,300円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握、障害物が住居の中に運び込まれている状況の確認(日常生活上の支障の程度) ・障害物の除去に必要な機械器具並びに賃金職員等の確保
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	被害者の実情に応じ ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材費	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季節は災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内	・被害世帯区分の確認〔全壊(焼)、半壊(焼)、床上浸水〕 ・物資配分計画表の作成(購入品目の検討) ・物資の調達方法(特に現地調達可能量の検討) ・物資の配布の方法〔賃金職員、車の確保並びに受領証の作成、寄贈物品の区別を明確にする。(災害救助法に基づく救援物資とその他日赤援助物資等)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全壊 全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者(世帯単位)	修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	災害発生の日から1か月以内。ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最低限の部分 ・1世帯当たり567,000円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握、修理箇所の確認(居室、炊事場及び便所等の日常最小限度の部分) ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	災害発生の日から14日以内。ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班(原則)使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・施術者 ・協定料金の額以内 ・患者等の移送費は別途計上	・応急的処置であること。原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡
助産	災害発生後の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったもの(出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分べんした日から7日以内。ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ・助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額 ・妊婦等の移送費は別途計上	・原則として救護班の診療を受けること。 ・産院又は一般の医療機関でも差し支えない。
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により、学用品をそう失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)	・教科書 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から1か月以内(教科書) 15日以内。ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・教科書代 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ・高等学校生徒 正規の授業で使用する教材実費 ・文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円 ・備蓄物資は評価額 ・入・進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保に努める。 ・教材については、県、市町村教育委員会に届出又は承認を受けたもの
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	捜索のための機会器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等	災害発生の日から10日以内。ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内。ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・洗浄、消毒等 1体当たり3,400円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体当たり5,300円以内 ・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。 ・検案 救護班以外は慣行料金 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上	・救助の実施機関である県知事、市町村長(補助又は委任)のみが行う。 ・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う。 ・検案は原則として救護班が行う。
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬する者に支給	・棺(付属品を含む。) ・埋葬又は火葬 ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内。ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	・災害時の混乱の際に死亡したものであるか確認を行う。 ・災害のための埋葬を行うことが困難

応急仮設住宅の給与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）	整地費、建築費、付帯工事費、労務費、輸送費、建築事務費	災害発生の日から20日以内着工。ただし厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり	<ul style="list-style-type: none"> ・基準面積は平均1戸当たり29.7㎡（9坪）であればよい。また実情に応じ、市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 ・限度額1戸当たり2,621,000円以内 ・供与期間2年以内 ・県外からの輸送費は別枠とする。 ・同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。） ・賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。（費用は別に定めるところによる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯の適正な把握（前年中の課税標準額等に基づく検討） ・住宅の設置場所、建設用地の選定、確保 ・業者との工事請負契約の締結 ・完成検査の実施（建築技術者の検査を受ける。）
輸送費及び賃金職員等雇上	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の捜査 ・死体の処理 ・救援用物資の整理配分 		救助の実施が認められる期間以内	当該地域における通常の実費	各救助の項目により異なる。
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者		救助の実施が認められる期間以内	<ul style="list-style-type: none"> （日当1人当たり） ・医師、歯科医師 17,400円以内 ・薬剤師 11,900円以内 ・保健師、助産師、看護師 11,400円以内 ・土木技術者、建築技術者 17,200円以内 ・大工、左官、とび職 20,700円以内 	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯で、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	災害発生の日から1月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・生業費 1件30,000円 ・就職支度費 1件 15,000円 ・貸与期間 2年以内 ・無利子 	
	災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者			業者のその地域における慣行料金による支出実費に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	

第3 被災世帯の算定

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼、流出したもの

住家はその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を損失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続

災害に対し、市における災害が、第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県社会福祉課福祉企画係（N T T回線：099-286-2824）

第4節 広域応援体制

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えとともに災害時

には相互に協力し、緊密な連携のもと円滑な応急対策活動を実施する。

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

なお、市長は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請をする。

また、市長は、災害が発生し、十分な応急措置を実施することができない場合で、相互応援協定締結自治体による応援活動を必要と認めるときは、協定に基づき、迅速に応援を要請する。

第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市をはじめ県や隣接市町、防災関係機関では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

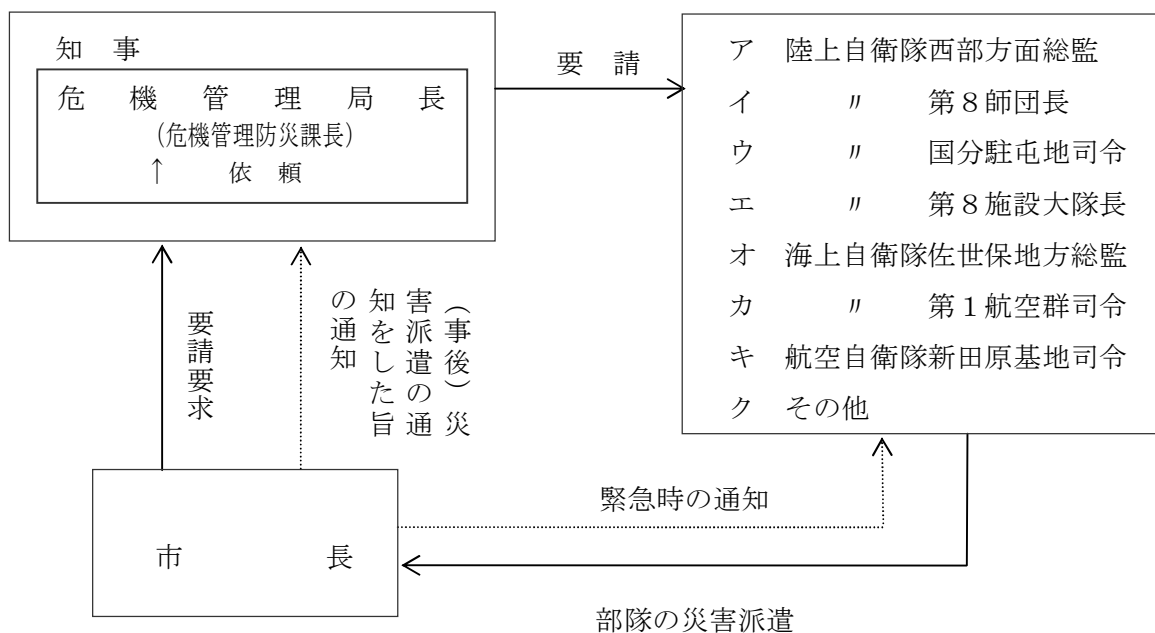
1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のために自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待つ暇がないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生した時、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。



3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求する暇がないとき、若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次のとおりである。

《知事への災害派遣要請要求の連絡場所》

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県 危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市 鴨池新町10番1号	099- (直通) 286-2256	県内
〃 総務部	人事課		(直通) 286-2045	
〃 保健福祉部	保健医療福祉課		(直通) 286-2656	
〃 農政部	農政課		(直通) 286-3085	
〃 土木部	監理用地課		(直通) 286-3483	
〃 〃	河川課		(直通) 286-3586	
〃 環境林務部	環境林務課		(直通) 286-3327	
〃 商工労働水産部	商工政策課		(直通) 286-2925	
〃 教育委員会	総務福利課		(直通) 286-5190	
〃 出納局	会計課		(直通) 286-3765	
〃 警察本部	警備課		(直通) 206-0110	

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

4 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

(1) 派遣部隊の受入体制

- ア 市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する。
- イ 市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ウ 災害地における作業等に関しては、県及び市と自衛隊指揮官との間で十分協議し、決定する。
- エ その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

(2) 使用器材の準備

- ア 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- イ 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類は、市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべて市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて市はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- ウ 使用器材の準備については、ア、イのほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、できる限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

(3) 経費の負担区分

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。
- ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地，建物等の使用及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱，水道，電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は，自衛隊と市が協議する。

5 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し，ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので，市において適地を選定し，陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

《ヘリコプター発着予定地》

名 称	所在地	面積 (㎡)
阿久根総合運動公園	阿久根市赤瀬川 2486-1	6 2, 4 3 2

第6節 技術者，技能者及び労働者の確保

災害時には，多数の応急対策の需要が発生し，応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため，災害応急対策の実施等のために必要な技術者，技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い，迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者，水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第 24 条	知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	災害対策基本法第 71 条	知事
	協力命令	災害対策基本法第 71 条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警察官，海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師，歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師，助産婦又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工，左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業 の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市長，警察官，海上保安官の従事命令）	住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

- (1) 知事の従事命令等執行に際し，災害救助法が適用された場合の救助に関するものは，災害救助法に基づく従事命令等を発令し，災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは，災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお，災害救助法に基づく従事命令等の発令は鹿児島県保健福祉部社会福祉課が担当し，災害対策基本法に基づくものは鹿児島県危機管理局危機管理防災課が担当する。

- (2) 知事（知事が市長に権限を委任した場合を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお，その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には，令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には，各種援護を必要とする者が増大し，ボランティアの積極的な参加が期

待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では、ボランティアの参加の啓発と知識の普及を図り、参加したボランティア等の活動が安全かつ迅速に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ，支援体制

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社阿久根市地区、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、放送機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

第2 ボランティアの受付，登録，派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、ボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容について、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介し、加入を勧めるものとする。

第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、市は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

1 注意報・警報等の区分及び発表機関

警報等の種類	発表機関	根拠法令
津波注意報 津波警報 津波特別警報	福岡管区気象台	気象業務法 第13条 第14条 第15条第1項 第15条の2第1項
気象（大気の諸現象）、高潮、波浪、洪水に関する予報、警報及び特別警報	鹿児島地方気象台	気象業務法 第13条 第14条 第14条の2第1項 第15条第1項 第15条の2第1項
火災予防に関する通知（火災気象通知）	〃	消防法第22条第1項
洪水予報の通知	知事	水防法第11条
火災に関する警報	市長（消防長）	消防法第22条第3項
水位の通報	〃（水防管理者）	水防法第12条
堤防決壊の通報	〃（ 〃 ）	水防法第25条

2 注意報・警報等の区分及び発表の基準

(1) 鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報・情報

区 分		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報	風雪により災害が起こるおそれが見込まれる場合に行う。 具体的には、雪を伴い平均風速 12m/s 以上が見込まれる場合
	強風注意報	強風により災害が起こるおそれが見込まれる場合に行う。 具体的には、平均風速 12m/s 以上が見込まれる場合
	大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれが見込まれる場合に行う。 具体的には、次のいずれかの基準以上が見込まれる場合 雨量基準（1 時間雨量）：平地 30mm，山地 60mm 土壌雨量指数基準：115
	大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれが見込まれる場合に行う。 具体的には、次の条件が見込まれる場合 （平地）（山地） 24 時間の降雪の深さ 5 cm 以上 10cm 以上
	濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合に行う。 具体的には、次の条件が見込まれる場合 視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下
	雷注意報	落雷等により被害が見込まれる場合に行う。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと見込まれる場合。 具体的には、次の条件が見込まれる場合 最小湿度が 40% 以下で、実効湿度が 65% 以下
	着氷(雪)注意報	着氷（雪）により著しく通信線や送電線等に被害が起こると見込まれる場合に行う。具体的には、大雪注・警報の条件下で気温が $-2^{\circ}\text{C} \sim +2^{\circ}\text{C}$ 、湿度が 90% 以上と見込まれる場合
	霜注意報	霜により農作物に著しい被害が見込まれる場合に行う。 具体的には次の条件が見込まれる場合 11 月 30 日までの早霜，3 月 10 日以降の晩霜期に日最低気温が 4°C 以下
	低温注意報	低温のため、農作物に著しい被害が見込まれる場合に行う。 具体的には、次の条件が見込まれる場合 冬期最低気温が海岸地方で -4°C 以下，内陸部で -7°C 以下 又は、夏期日平均気温が平年より 4°C 以上低い日が 3 日続いた後さらに 2 日以上続くと見込まれる場合
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合に行う。 具体的には、潮位が外海 1.9m，八代海 2.3m 以上が見込まれる場合
	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると見込まれる場合に行う。 具体的には有義波高外海 2.5m，八代海 1.5m 以上が見込まれる場合
	洪水注意報	津波，高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると見込まれる場合に行う。具体的には、次のいずれかの基準以上が見込まれる場合 雨量基準（1 時間雨量）：平地 30mm，山地 40mm 流域雨量指数基準：高松川流域=13
	なだれ注意報	積雪の深さ 100cm 以上で次のいずれか 1 気温 3°C 以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm 以上
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 120mm	

区 分		発 表 基 準
気 象 警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には、平均風速 20m/s 以上が予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には、雪を伴い平均風速 20m/s 以上が予想される場合
	大雨警報 (浸水害)	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には、次のいずれかの基準以上が予想される場合 雨量基準 (1 時間雨量) : 平地 70mm, 山地 80mm
	大雨警報 (土砂災害)	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には、次のいずれかの基準以上が予想される場合 土壌雨量指数基準 : 150
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には、次の条件が予想される場合 (平地) (山地) 24 時間の降雪の深さ 20cm 以上 30cm 以上
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合に行う。具体的には、潮位が東京湾平均海面上外海 2.4m, 八代海 2.6m 以上が予想される場合
	波浪警報	波浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合に行う。 具体的には有義波高外海 6.0m, 八代海 2.5m 以上が予想される場合
	洪水警報	津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には、次のいずれかの基準以上が予想される場合 雨量基準 (1 時間雨量) : 平地 70mm, 山地 80mm 流域雨量指数基準 : 高松川流域=21 複合基準 : 平地 50mm かつ流域雨量指数高松川流域=13
土砂災害警戒情報		大雨警報又は、大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときに行う。

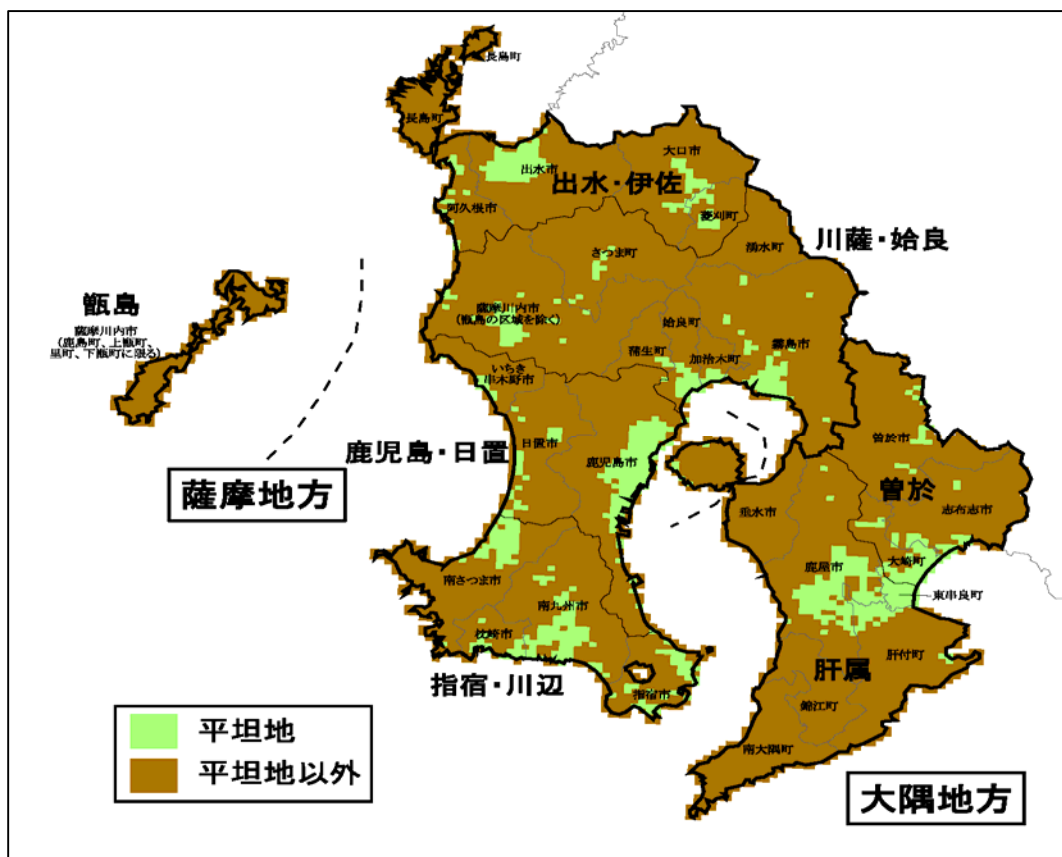
- 注 (ア) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (イ) 洪水の欄中、「複合基準」は 2 つの指標による基準を示す。例えば、「1 時間雨量=70, ○○川流域=30」であれば、「時間雨量 70mm 以上かつ○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (ウ) 平坦地とは概ね傾斜が 30 パーセント以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域です。「平坦地、平坦地以外」等の地域は付図 1 を参照
- (エ) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しており、市町村内における基準値の最低値を示す。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページを参照
- (オ) 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は、東京湾平均海面 (TP) を使用する。なお、TP は日本の陸地標高の基準面である。

<参考>

土壌雨量指数 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

付図1 平坦地，平坦地以外の区分



《予警報の細分区域》

一次細分区域名	二次細分区域名
薩摩地方	阿久根市，出水市，伊佐市，長島町

(2) 火災警報

市長が火災気象通報の伝達を受けたとき，又はその他によって次のような気象状況を知ったとき，その地域の条件等を考慮して必要な地域について火災警報を発表する。

ア 実効湿度が 65%以下又は最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき。

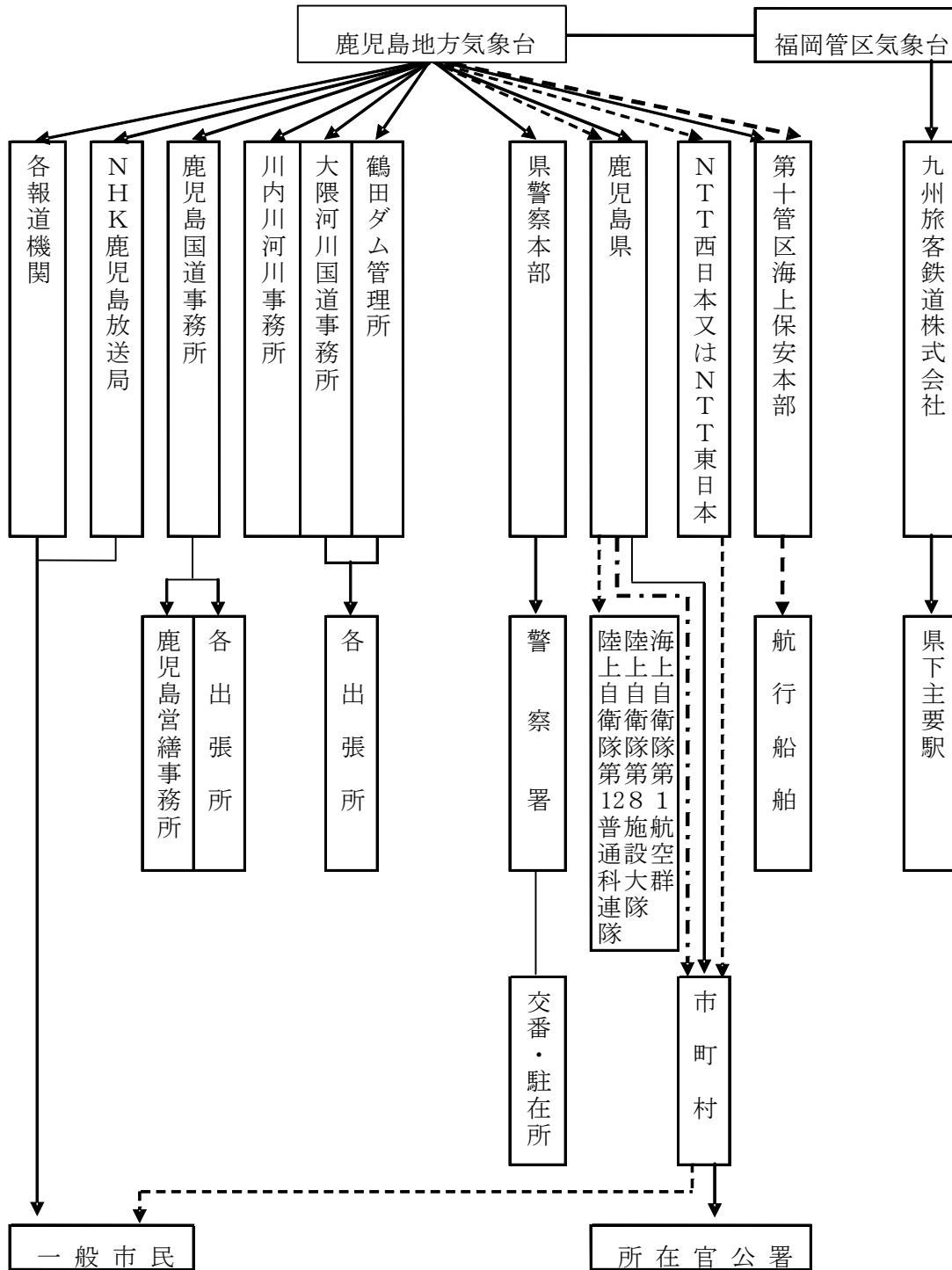
イ 平均風速が 12m以上の風が吹く見込みのとき。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達

市は，土砂災害警戒情報にかかる必要な事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

3 警報等伝達系統図

気象予・警報，情報等の伝達系統



(注) → 予報警報情報とも通知, - - -> 警報だけ通知, - · -> 火災気象通報, - - -> 海上予報警報

- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については，特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 気象官署からNTT西日本又はNTT東日本への通知は気象業務法第15条に基づくものである。
- 3 NTT西日本又はNTT東日本とは，西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

市長は、市の区域の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を迅速、確実に収集し、県その他防災関係機関へ通報、報告するものとする。

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- イ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、住家被害状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏えい事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

市災害調査員は、原則として、情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は、急を要する場合は電話による通報のほか、車、バイク、自転車、徒歩等の手段により登庁して報告する。一般の市職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、本部へ報告する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 市における報告情報の集約

市本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 市から県等への報告

市は、県に対し、できるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害規模の把握のための県等への報告は以下を目標に実施する。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況）

- a 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- b 勤務時間内（災害発生直後）

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。

なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の

勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無)が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果(全体概要)の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告システムと同一のシステム及び方法を用いる。

(エ) 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生、延焼の状況等広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告システム

ア 市長は、市の区域の災害情報等を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 市内の防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

(ア) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

(イ) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの

(ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

(エ) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告(通報)する次のものをいう。

(ア) 災害即報

報告(通報)すべき災害等を知覚した時、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの

(イ) 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告(通報)するもの

(ウ) 災害中間年報

12月20日までに報告(通報)するもの

(エ) 災害年報

4月30日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報，災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者又は道路情報連絡員からの情報を受けた者は，その現象が水防に関する場合は水防機関（市，消防本部）に，火災に関する場合は消防本部に，その他気象，地震，水象，海難の場合は市長又は阿久根警察署長（警察官），串木野海上保安部（海上保安官）に通報するものとする。

(イ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた阿久根警察署長（警察官）及び消防職員（消防団員を含む。）等は，直ちに市長に通報するものとする。

(ウ) 市長の通報

(ア)，(イ)及びその他により異常現象を承知した市長は，直ちに次の機関に通報するものとする。

- a 気象，地震，水象に関するものは，関係気象官署
- b その異常現象により災害発生が予想される隣接市町
- c その異常現象により，予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

(エ) 市長の気象官署に対する通報要領

気象官署に關係する異常現象を承知した市長が關係気象官署に通報する要領は次のとおりとする。

a 通報すべき事項

- ① 気象関係
- ② 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位，異常波浪等）

b 通報の方法

通報の方法は，電話，ファクシミリによることを原則とする。

c 通報のあて先

通報のあて先は，鹿児島地方気象台とする。

イ ア以外の災害情報及び災害報告の通報，報告方法

(ア) 市長の方法

a 市長への災害情報等収集通報要領

- ① 各対策部長は，所管に係る災害情報等を調査収集し，総務対策部を経て本部長へ報告する。総務対策部長は，北薩地域振興局へ報告するものとする。
- ② ①による報告の時期は，はじめに災害情報等を了知したとき，又は災害が発生したときから1時間ごとに行うものとし，特に重要な災害情報等を収集したとき及び大きな災害が新たに発生したときは，その都度報告するものとする。ただし，本部長が報告の時期について特に指示したときは，この限りでない。

③ 各対策部長から災害情報等の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理の上、本部長及び北薩地域振興局へ報告通報するものとする。

b 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は、所管事項に関し、収集把握した災害情報等のうち、市の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部に通報するものとする。

(イ) 防災関係機関の方法

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報等のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

市長の災害報告は、県の災害報告取扱要領に準じ、別表により行うものとする。

(5) 災害報告の留意事項

被害状況の報告に際しては、警察の報告と市及び県の各対策機関の報告とが食い違わないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

(6) 災害の報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次表により行うものとする。

《災害報告の判定基準（その1）》

区 分	被害の判定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
負 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けた者又は受ける必要のある者で、次の区分による。
重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家かを問わない。
非 住 家	住家以外の建物で他の項目に属さないものとする。これらの施設に人が住居しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	市役所、文化会館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
全壊（全焼、流失、埋没）	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
半壊（半焼、半流失、半埋没）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積が床上以上となり一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

《災害報告の判定基準（その2）》

区 分	被害の判定基準
棟	独立した建物ごとに算定する。ただし、炊事場、浴場、便所又は離座敷が別棟であるような場合はこれらの生活に必要なものは併せて算定すること。
世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位
り 災 世 帯	住家の全壊、半壊、流失、埋没、焼失、床上浸水の被害を受けた世帯
り 災 者	り災世帯の構成員
損 害 額	被災地における時価（評価当時の市価）によること。見積りに当たっては、慎重を期し、単位は千円とし、千円未満の端数は四捨五入とすること。

(別表) 災害状況速報

都道府県	災害名	報告番号	報告者名	区分		区分		被害
				被害者	被害	田	流出・埋没	
	第 報		(月 日 時現在)	人		ha		
				人		ha		
				人		ha		
				人		ha		
				棟	文教施設	箇所		
				棟	病院	箇所		
				棟	道路	箇所		
				棟	橋りょう	箇所		
				棟	河川	箇所		
				棟	港湾	箇所		
				棟	砂防	箇所		
				棟	清掃施設	箇所		
				棟	崖くずれ	箇所		
				棟	鉄道不通	箇所		
				棟	被害船舶	隻		
				棟	水道	戸		
				棟	電話	回線		
				棟	電気	戸		
				棟	ガス	戸		
				棟	ブロック塀等	箇所		
				棟				
				棟	り災害世帯数	世帯		
				棟	り災害者数	人		
				棟	建物	件		
				棟	危険物	件		
				棟	その他	件		
				棟	火災発生	件		

都道府県	災害名	報告番号	報告者名	区分		被害	被害	名	称	設置	年月日時
				被害者	被害						
	第 報		(月 日 時現在)	人		千円		設置			年月日時
				人		千円		解散			年月日時
				人		千円					
				人		千円					
				棟	文教施設	千円					
				棟	病院	千円					
				棟	道路	千円					
				棟	橋りょう	千円					
				棟	河川	千円					
				棟	港湾	千円					
				棟	砂防	千円					
				棟	清掃施設	千円					
				棟	崖くずれ	千円					
				棟	鉄道不通	千円					
				棟	被害船舶	千円					
				棟	水道	千円					
				棟	電話	千円					
				棟	電気	千円					
				棟	ガス	千円					
				棟	ブロック塀等	千円					
				棟		千円					
				棟	り災害世帯数	千円					
				棟	り災害者数	千円					
				棟	建物	千円					
				棟	危険物	千円					
				棟	その他	千円					
				棟	火災発生	千円					

※ 被害額は省略することができるものとする。

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、迅速かつ安全な避難誘導ができるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 市による広報

1 広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

市の秘書広報班は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災活動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ちついた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオから情報を入手するようになるなど。

エ 安否情報

安否情報については、「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”を活用する」よう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 市の各対策部は、広報を必要とする場合は市総務課（本部設置時は総務班）を經由して秘書広報班に連絡し、広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、市総務課において収集する。

ウ 秘書広報班が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、市総務課を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

市による広報は、有線放送、市が保有する防災行政無線、インターネット（ホームページ、フェ

イスブック等のソーシャルメディア，ポータルサイト），緊急速報（エリアメール等），広報車，市職員，消防団・自主防災組織，区長等による口頭などの各伝達手段による。

第2 放送機関等に対する放送の要請・公表

市の秘書広報班は，災害の種別，発表の場所及び日時，被害状況，応急対策の状況等を取りまとめ，適宜放送機関に発表する。

なお，災害の発生が時間的に迫っていて，市が利用できる通信機能がまひした場合には，災害対策基本法第57条の規定により，県が放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，県へ要請する。

また，市は，県が行う放送機関への要請を補完するため，放送機関への直接の要請も併せて行う。発表は次の要領で実施する。

1 報道発表の要領

- (1) 発表の場所は，原則として庁舎会議室とする。
- (2) 発表担当者は，総務対策副部長又は秘書広報班長とする。
- (3) 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また，情報入手状況や防災活動の進捗状況により，広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより，放送機関との混乱を最小限のものとする。
- (4) 要配慮者への報道手段，内容について配慮するように要請する。
- (5) 警察，消防その他の組織との情報交換を的確に行い，広報内容の一体性を保つ。

2 放送機関への要請及び発表する広報内容

- (1) 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等 [要請]
 - ア 災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，人命・財産を保護するための避難の勧告・指示
 - イ 災害に関する重要な伝達，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置
 - ウ 災害時における混乱を防止するための指示
 - エ その他必要な情報
- (2) 災害対策本部の設置の有無 [発表]
- (3) 雨量・河川水位等の状況 [発表]
- (4) 火災状況（発生箇所，被害状況等） [発表]
- (5) 家屋損壊件数，浸水状況（発生箇所，被害状況等） [発表]
- (6) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ [要請]
- (7) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目，ベッド数 [要請]
- (8) 避難状況等 [発表]
- (9) 被災地外の住民へのお願い [要請]
 - ・ 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - ・ 安否情報については，NTTの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - ・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

- ・ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。 など

- (10) ボランティア活動の呼びかけ
- (11) 住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項 [要請]
- (12) 交通状況（交通機関運行状況，不通箇所，開通見込日時，道路交通状況等） [発表，要請]
- (13) 電気，電話，上下水道等公益事業施設状況（被害状況，復旧見通し等） [発表，要請]
- (14) 河川，道路，橋梁等土木施設状況（被害，復旧状況） [発表，要請]

第3 その他の関係機関等への広報の要請・調整

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に災害対策本部に寄せられる市民等からの通報の中には、ライフラインに関する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。

このため、市は、市民等の通報内容をモニターし、必要があると認めるときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

- (1) 災害対策本部が広報を実施したとき。

市災害対策本部は、広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

- (2) 関係機関が広報を実施したとき。

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに市災害対策本部へ通知することとする。

第4節 水防対策（水防計画）

第1 総則

1 目的

この計画は、阿久根市における防災計画の一つとして、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市域の各河川、湖沼、海岸の洪水、高潮、津波による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため水防の万全を図ることを目的とする。

2 防災計画との調整に関する事項

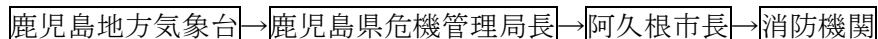
この計画による水防業務は、水防上必要な場合は、いつでも実施することとし、災害対策本部が設置された場合は、土木対策部、消防対策部の所管としてその組織のもとに実施する。

第2 水防組織

- (1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認められたときから、その危険が解消するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の事務局は、総務対策部に置く。

- (3) 水防本部の組織は、阿久根市災害対策本部規程による。
 (4) 水防に関する情報等の連絡系統図は、次のとおりである。

【気象情報，注意報及び警報】



第3 重要水防区域等

1 重要水防区域

管内の河川，海岸等で特に重要な水防区域と認められる区域及びその中で危険と予想される区域は，次表のとおりである。

番号	水系名 又は 海岸名	河川名 又は 海岸名	重要水防区域		左右 岸別	危険と予想 される区域		危険想 定	予想される被害の程度		
			流路延長	区域		延長	区域		家屋	耕地	その他
1	折口川	折口川	2,800m	大丸橋 から国 道3号 陳之尾 橋を 経て 海に 至る 間	左右	2,800m	大丸橋 から国 道3号 陳之尾 橋を 経て 海に 至る 間	破堤 溢水	40戸		道路の 冠水
2	高松川	高松川	1,000m	臼田頭 首工 から 高松 橋を 経て 海に 至る 間	左右	1,000m	臼田頭 首工 から 高松 橋を 経て 海に 至る 間	溢水	20戸		
3	大橋川	鶴見川	1,050m	波留池 から 国道 3号 を 経て 大橋 川 まで	左右	1,050m	波留池 から 国道 3号 を 経て 大橋 川 まで	溢水	30戸		道路の 冠水

2 重要水防区域外で危険と予想される区域

管内の河川及び海岸で，重要水防区域外で危険と予想される区域は，次表のとおりである。
 (河川関係)

水系名	河川名	延長	左右岸別	区域	危険想定	予想される被害の程度		
						家屋	耕地	その他
黒之浜川	黒之浜川	250m	左右	黒之浜 (黒之浜橋 下流付近)	溢水	25 戸		
槁之浦川	槁之浦川	200m	右	槁之浦西 (県道下付近)	溢水	2 戸		
新田川	中川原川	300m	左右	瀬之浦下 (米山付近)	溢水	3 戸		
折口川	田島川	300m	左右	折口東 (折口東公 民館付近)	溢水	13		道路の冠水
折口川	内田川	1,200m	左右	内田 (西平商店 付近)	溢水	3 戸		道路の冠水
折口川	大下川	400m	左	大下 (前田橋付近)	溢水	1 戸		道路の冠水
牟田川	牟田川	400m	左右	牟田 (県道付近)	溢水	2 戸		道路の冠水
大橋川	大橋川	400m	右	中源田 (奈レ石住 宅付近)	溢水	10 戸		
飛松川	飛松川	300m	右	下越 (新戸踏切 東側)	溢水	10 戸		道路の冠水

(海岸関係)

沿岸名	海岸名	延長	箇所	危険想定	予想される被害の程度	備考
北薩海岸	大川海岸	150m	的場区 (井出下公民館付近)	越波	面積 0.6ha 家屋数 5 戸	危険度 C
〃	尻無海岸	200m	尻無下区 (尻無浜公民館付近)	越波	面積 1.0ha 家屋数 10 戸	危険度 C

〃	大川島海岸	200m	大川島区 (大川島海水浴場付近)	高潮	面積 0.4ha 家屋数 3 戸	危険度 B
〃	高之口海岸	150m	高之口区 (国道 3 号付近)	高潮	面積 0.5ha 家屋数 4 戸	危険度 C
〃	脇本海岸	600m	梶之浦西区・脇本浜区 (脇本浜付近)	高潮	面積 1.0ha 家屋数 13 戸	危険度 B
〃	牛之浜海岸	200m	牛之浜区 (牛之浜漁港北側)	侵食	面積 0.6ha 家屋数 3 戸	危険度 C

3 主要道路における交通途絶予想箇所

管内の主要道路で、河川のはん濫、浸水、高潮等により交通途絶が予想される箇所は、次表のとおりである。

路線名	河川名	予想危険	予想される区域	延長	代替路線名
梶之浦深田線 (市道)	梶之浦川	道路の冠水	江月橋から新地橋の間	150m	県道及び国道 389 号
古里上原線 (市道)	新田川	道路の冠水	県道脇本赤瀬川線から第 1 新田橋の間	200m	皆五郎線外古里塘町線
折口本線 (市道)	折口川 青線	道路の冠水	マルイ農協ふ卵場前から鉄道ガード下	200m	国道 389 号外
中央線多田 (市道)	折口川	道路の冠水	国道 3 号から西平商店の間	1,500m	路線有り
下東郷阿久根線 (県道)	高松川	道路の冠水	大丸町鉄道ガード下	30m	路線有り
潟波留線 (市道)	鶴見川	道路の冠水	安川踏切から阿久根中グラウンド前	300m	路線有り

4 土石流発生危険予想箇所

管内の溪流で、土石流の発生が予想される箇所は、資料編のとおりである。

第 4 水防施設及び水防器具、資材

1 水防倉庫及び備蓄資材

水防倉庫には、次の表のとおり水防資材を備蓄し、特に停電時の情報聴取のための携帯用ラジオ及び電池を準備しておくものとする。

倉庫名	河川名	位置	備蓄主要器具・資材数									
			土のう	杭	ロープ	掛矢	スコップ	ツルハン	造林鎌	鋸	大ハンマー	ブルーシート
阿久根市 水防倉庫	高松川	鶴見町 200番地	42,100	木 86 金属 1,210	15	25	17	5	9	5	16	25(10×10)

【水害の発生が予想される分団車庫等における資材等の整備計画】

品名	単位	数量	品名	単位	数量
土のう	枚	2,000	唐鍬（トウクワ）	丁	10
筵（ムシロ）	枚	200	掛矢（カケヤ）	丁	10
縄（ナワ）	本	100	竹	束	50
杉丸太末口 3寸～3間	本	20	粗朶（ソダ）	束	200
〃 ～2.5間	本	50	スコップ	丁	30
〃 ～2間	本	100	蛸槌（タコツチ）	丁	10
〃 ～1間	本	200	ペンチ	個	8
鎌（カマ）	丁	10	ハンマー	丁	8
鋸（ノコ）	丁	15	針金	kg	50
斧（オノ）	丁	8	照明器具	個	5

2 水防資材の調達

災害発生に備え、あらかじめ水防資材等を確保するとともに、取扱業者等の把握に努め、災害時に迅速な対応が図られるようその体制づくりを強化する。

3 水防資材の補給、点検

水防資材の払出しをしたときは、その受払状況を倉庫備え付けの受払簿に記入するとともに、不足量を補充しておくものとする。また、定期的に水防資材の保管状況を確認し、不良等が生じていないか点検を実施するものとする。

第5 水防活動

1 水防本部の要員の非常招集

業務を分担する要員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、本部長の指揮を受けるものとする。

2 水防巡視

水防本部長は、気象警報等の通知を受けたときは、その状況により消防署を通じ、各河川及び海岸の水防受持区域の消防分団長に対し、その通報を連絡し、必要団員を河川、海岸堤防の巡視に従事させるよう指示するものとする。

なお、危険な事態の発生が予想されるときは、巡視員は直ちに水防本部長に連絡し、その指示を仰ぐものとする。

3 非常事態の発生

水防管理者は、堤防の決壊等のおそれがあるときは、被害の恐れがある該当地区の居住者に対し、避難を勧告し、直ちにその旨を関係機関に通報するとともに、災害の状況に応じ協力体制を速やかに講じなければならない。

【避難勧告等の伝達方法】

- ① 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- ② サイレンによる伝達（鹿児島県水防信号規則（昭和24年鹿児島県規則第85号）の規定に基づく。）
- ③ 広報車の呼びかけによる伝達
- ④ 防災行政無線、有線放送、電話等による伝達

4 水防団（消防団）の活動

水防団は、洪水に際し、水害を警戒し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防本部長から洪水、高潮、又は津波のおそれのある通報を受けたときから洪水による危険が解消するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

(1) 各消防分団の水防受持区域を次のとおり定める。

印は、特に監視を要する河川及び海岸区域

分団名	受 持 区 域
中央	遠見ヶ岡，倉津，大丸，瀧，波留，高松，町，浜，上野，新町，寺山 <u>※高松川（臼田頭首工から河口までの1,000m），大橋川（瀧区），鶴見川（波留池から大橋川までの1,050m）</u>
三笠	上原，下村，脇本浜，脇本馬場，槇之浦東，槇之浦西，深田，桐野上，桐野下，筒田，瀬之浦上，瀬之浦下，大湊川，古里，松ヶ根，黒之浜，大谷，黒之上，大漣，小漣，八郷 <u>※黒之浜川（黒之浜区），槇之浦川（槇之浦西区），中川原川（瀬之浦下区），脇本海岸（槇之浦西区・脇本浜区）</u>
大川	的場，中屋敷，仲仁田，川畑中，尻無上，尻無中，尻無下，牛之浜 <u>※大川海岸（的場区），尻無海岸（尻無下区），牛之浜海岸（牛之浜区）</u>
鶴川内	梶，宮原，横手，葎野，羽田，米次，尾原，田代中，田代下，木佐木野，長谷，桑原城上，桑原城下 高松川
折多	牟田，永田上，永田下，折口東，大林，内田，大下，丸内，陳之尾 <u>※折口川（大下区～折口東区），田島川（折口東区），牟田川（牟田区），内田川（内田区），大下川（大下区）</u>

赤瀬川	東牧内，牧内，大尾，段，中村，浦
山下	遠矢，馬場，弓木野，尾崎 <u>山下川</u>
西目	高之口，飛松，栢，落，大川島，馬見塚，佐潟 ※飛松川（下越地区），大川島海岸（大川島区），高之口海岸（高之口区）

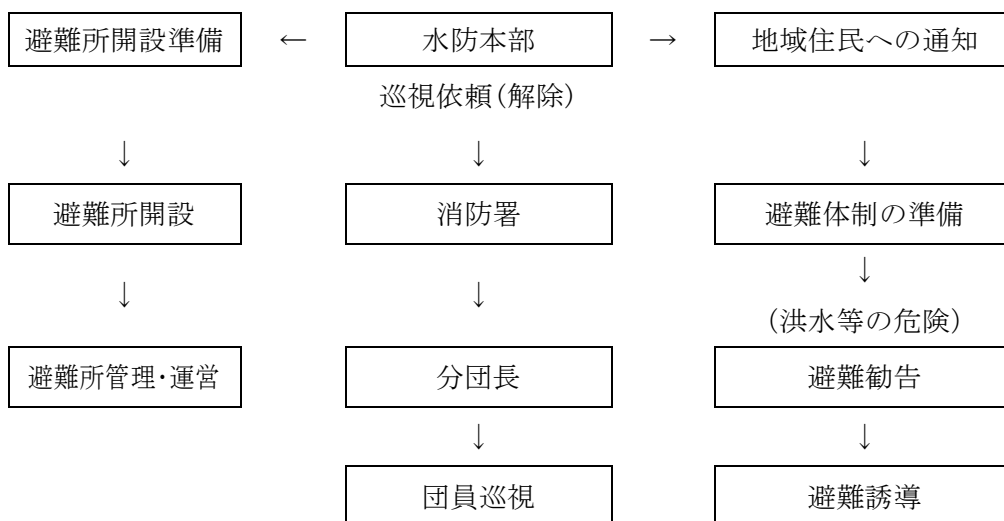
(2) 河川，海岸堤防の巡視等

- ア 各消防分団長は，水防本部長から洪水，高潮又は津波のおそれのある通報を受けたときは，消防団員に随時河川，海岸堤防を巡視させ，水位及び潮位等の変化並びに水門等の状況を水防本部長に報告するものとする。
- イ 各消防分団長は，水位がはん濫注意水位に達し，又は高潮の異常現象を発見したときは，防災行政無線等で地域住民に周知するとともに，常時，河川海岸堤防を巡視し，洪水又は高潮のおそれを察したときは，直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに，消防団員を召集し，水防作業に当たらせ，その旨を水防本部長に報告するものとする。
- ウ 各消防分団長は，堤防の決壊，又はこれに準ずべき事態が発生し，地域内住民の出動を求める必要があるときは，その旨を水防本部長に報告するものとする。
- エ 各消防分団長は，洪水，高潮，又は津波の危険が切迫し，直ちに避難立ち退きを必要と認めるときは，防災行政無線等により地域住民に知らせるとともに，安全な場所に避難誘導を開始し，その旨を水防本部長に報告するものとする。

(3) 水防解除

各消防分団長は，水位がはん濫注意水位以下に，潮位が危険潮位以下に減じ，水防警戒の必要がなくなったときは，水防活動態勢を解除し，その旨を水防本部長に報告するものとする。

【災害連絡体制】



第6 水防活動報告

各消防分団長は、水防活動終了後2日以内に、水防活動実施報告書により、水防活動内容を水防管理者に報告しなければならない。

第7 公用負担

1 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使するものは、水防管理者又は市消防本部消防長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては公用負担権限委任証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

2 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、公用負担証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

水 防 活 動 実 施 報 告 書

平成 年 月 日

作成責任者

出水の状況	はん濫注意水位		m						
	川								
		雨量	mm						
水防実施箇所	左								
	川	岸	地先						
	右		m						
日 時	自 月 日	時 至	月 日 時						
出 動 人 員	消 防 団 員	そ の 他	合 計						
	人	人	人						
水防作業の概況及び工法	箇 所		m						
	工 法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
	被害	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
使用資器材	杭		居住者の出動状況						
	土のう								
	縄		水防関係の死傷						
	かます								
	鉄船		雨量水位の状況						
	その他								
水防活動に関する反省点									
備 考									

《権限委任証明書》

第	号	
公用負担権限委任証明書		
年齢	氏名	
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を 委任したことを証明する。	
年	月	日
水防管理者（水防団長，消防機関の長）		
氏	名	印

《公用負担証票》

第	号							
公用負担証票								
物	件	数	量	負担内容（使用収容処分等）	期	間	摘	要
年					月		日	
水防管理者氏名							印	
(水防団長，消防機関の長)								
事務取扱者氏名							印	
様								

第5節 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の通知を受けたときは、状況により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県、市等において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、事業採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

第6節 消防活動

火災が発生した場合、消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第1 市及び市民による消防活動

1 市の消火活動

消防機関は、消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川、海、ため池等自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 市民の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策に当たる。

2 緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第7節 危険物の保安対策

危険物等の漏えい等が発生した場合、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を実施する。

また、危険物取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規程及び従事者に対する保安教育計画によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

1 電気の保安対策

台風、火災その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので、次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行うものとする。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告するものとする。

2 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずるものとする。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故の発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に連絡するものとする。

イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行うものとする。

(ア) 初期消火、漏えい閉止等の作業

(イ) 付近住民への通報

(ウ) 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）

(エ) その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力、助言を行うものとする。

(2) 通報の内容

通報する内容は次のとおりである。

ア 事故の発生場所・日時

イ 現場（通報時の実状及び措置状況）

ウ 被害の状況

エ 原因となったガス名

オ 応援の要請、その他必要事項

3 石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い、貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

ア 情報及び警報等を確実に把握する。

イ 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ 施設内の警戒を厳重にする。

エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

ア 消防機関及びその他の関係機関への通報

イ 消防設備（(1)のイ）を使用し災害の防除に努める。

ウ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

エ 消防機関及びその他の関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。

オ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度におさえるように努める。

第8節 避難の勧告・指示，誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを勧告し，又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，市長は，避難措置実施の第一次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合，必要と認められる地域の住居者，滞在者その他の者に対し，立退きを勧告し，又は指示する等の避難措置は，関係法令に基づき，時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

市長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，常に適切な措置を講ずるため，避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は，発生した災害の状況により大きく異なるため，被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって，河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため，当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう，市・消防本部その他は，警報発表以降着手する警戒活動により，地域の状況を的確に把握し，避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し，住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定されることから，市・消防本部その他は，警戒活動により斜面状況を把握し，被災地域の被害実態に応じて，避難の必要性を判断し，混乱防止措置と併せて，必要な対策を講ずるものとする。

第2 避難の勧告・指示の実施

1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の基準は，災害の種類，地域等により異なるが，市長は関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるものとする。

避難措置は，おおむね次の基準及び土砂災害警戒情報や土砂災害発生予測情報システムの危険指標等を参考の上，当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の基準

河川出水等による浸水，山・がけ崩れ，地すべり等の予想される地域からの避難，出火・延焼が予想される地域からの避難など，人的被害の発生する可能性が高まった状況で，要配慮者等，

特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要配慮者を事前に避難させる。

また、要配慮者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、準備を開始する。

ア 暴風の場合

暴風の襲来により、短期間後に危険が予想される場合（風速20m/s位で、更に強まると予想される場合）

イ 豪雨の場合

相当の豪雨で、短期間に危険が予想される場合（連続雨量が100mmを超えたとき、又は時間雨量が30mmを超えたときなど）。ただし、特に危険が予想される地域については、連続雨量又は時間雨量の基準を変更するものとする。

ウ 洪水、高潮の場合

河川等の水位がはん濫注意水位に達し、更に増水が予想され、洪水、高潮の起こるおそれが予想される段階に至ったとき。

エ その他の場合

警戒体制に入り、周囲の状況から判断し、危険が予想されるとき。

(2) 避難勧告の基準

河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

ア 暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。（風速20m/s以上で、更に強まると予想される場合）

イ 豪雨の場合

豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。（連続雨量が150mmを超えたとき、又は時間雨量が50mmを超えたときなど。ただし、特に危険が予想される地域については、連続雨量又は時間雨量の基準を変更するものとする。）

ウ 洪水、高潮の場合

河川等の水位がはん濫注意水位を突破し、更に増水が予想され、洪水、高潮等の危険が相当強まってきたとき。

エ その他の場合

警戒体制が続き、周囲の状況が避難の準備段階より悪化し、相当危険が強まってきたとき。

(3) 避難指示（緊急）の基準

暴風、豪雨、洪水、高潮その他災害発生となる事象が、避難の勧告の段階より悪化し、災害の危険が時間的に切迫し、かつ、確実視されるに至ったとき、又は突然、災害発生の諸現象が現れたとき。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する

者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

《避難指示等一覧（3類型）》

類型	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難行動していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

2 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難所の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

第3 住民避難警戒体制の確立

1 災害危険箇所の監視

危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、危険箇所の状態について監視し、市に連絡するものとする。

なお、市長は災害危険箇所の付近住民に対し、気象予報警報等が出された場合、速やかに災害に備えるよう呼び掛けるものとする。

2 住民の自主的避難

住民においては、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難する。

第4 要配慮者の安全確保

市は、要配慮者が被害を受けないよう早めの避難を呼び掛けるほか、避難の順番や経路に配慮するなど、円滑な避難体制の整備を図る。

第5 避難の実施

1 実施責任者

(1) 市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民の避難勧告、指示等の避難措置を実施するものとする。

(2) 避難の指示に係る避難者誘導は、避難指示者と市長が協力して実施する。

避難所の開設、収容は市長が行い、災害救助法が適用された場合には知事が行う。

なお、知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。この場合において、市長は、緊急実施事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指示を受ける。

2 避難指示等の基本方針

市長が実施する避難指示等は、原則として避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の3段階にわけて実施するものとする。ただし、状況に応じ段階を経ず、直ちに避難勧告又は避難指示を行う。

市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行うものとする。

3 避難指示等の実施要領

(1) 避難の指示等は、迅速かつ確実な伝達が実施されるよう努めるものとする。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け、昼間に行うように努めるものとする。

- (3) 避難準備・高齢者等避難開始に際しては、避難用の食料、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を併せて勧告するものとする。
- (4) 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、市長に直ちに通知するものとする。
- (5) 市長は、自ら避難指示等を行ったとき又は避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに県に報告するとともに、放送機関へ情報提供するものとする。

4 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち、実情に即した方法により早急周知徹底を図るものとする。

- ア 防災行政無線を利用した伝達
- イ 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- ウ サイレンによる伝達
- エ 広報車等の呼び掛けによる伝達
- オ 放送機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達
- カ 避難の指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

区分	サイレン		
避難準備・高齢者等避難開始	5秒	(休止 15秒)	5秒
避難勧告	5秒	(休止 6秒)	5秒
避難指示(緊急)	1分	(休止 5秒)	1分

5 自主避難

住民は下記のような前兆現象が認められたときは、市に通報するとともに、自主的判断により速やかに避難するものとする。

災害の種類	兆 候
がけ崩れ	(1) がけに亀裂ができてくる。 (2) がけから水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。
土石流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨石の流下する音が聞こえる場合 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木が混ざりはじめた場合 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合(上流で崩壊が発生し、流れがせき止められているおそれがあるため。)

6 避難の方法

- (1) 避難の誘導

ア 各地区の避難誘導は、当該地区の消防団が行い、誘導責任者は、当該消防分団長とする。
イ 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。

(ア) 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物に沿って経路を選ぶようにする。

(イ) 豪雨の場合は、がけ下や低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。

(ウ) 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石塀等崩壊しやすい経路は避けること。

ウ 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(ア) 避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 避難経路中の危険箇所には、標識、縄張りをするか、誘導員を配置するようにする。

(ウ) 誘導に際しては、できるだけ車両、船艇、ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。

(エ) 携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

(2) 避難の順位

ア 避難の順位は、いかなる場合においても、幼児、老人、傷病者、女性等を優先して行うものとする。

イ 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するものとする。

(3) 携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難に当たっては、次の事項に留意し、携帯品は最小限に制限し、適宜指導するものとする。

ア 携帯品は、必要最小限度の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ 避難が比較的長期にわたると予想されるときは、避難中における生活の維持に役立つため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮して更に加えるものとする。

7 小中学校児童生徒の集団避難

(1) 実施の基本

ア 教育長は、あらかじめ定めた管内学校の児童生徒の集団避難計画により、校長に対し、各学校の実情に適した具体的避難を実施させるものとする。

イ 教育長による児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(2) 実施方法

ア 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせるものとする。

イ 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に児童生徒を安全な所に避難

させるものとする。

ウ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

(3) 実施要領

ア 教育長による避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

イ 教育長による避難指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示する。

ウ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行う。

エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

オ 災害の種別、状況等に応じ、あらかじめ定めた集団避難の順序、経路等により避難する。

(4) 留意事項

ア 教育長による各学校への通報、連絡は、あらかじめ整備した連絡網により迅速、確実に行う。

イ 校長は、次の事項について配慮し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童、生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出

ウ 災害が学校内又は学校付近に発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

エ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避ける。

オ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法は、あらかじめ定めた連絡網による。

(5) 避難場所

ア 教育長は、本計画その他を考慮し、災害の種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めるものとする。

イ 学校が次に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

8 避難所の設置及び管理

避難所は、原則として学校、集会施設等の既存建物を利用するが、これらの建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。

(1) 避難所等

地域別の避難所等は、おおむね次のとおりとし、災害の種類及び被害の状況等により適宜開設するものとする。

また、避難所まで遠い住民や要配慮者に配慮した、かつ災害種別に応じて安全で安心できる避難所の確保について、各自治公民館や民間施設の活用等の検討を行い、避難所として指定をするものとする。

※ 指定避難所

地区名	避難所の名称	電話番号	収容可能人数
阿久根地区	総合体育館	73-4649	2,000
	B&G体育館	73-3655	100
	農村環境改善センター	73-4441	300
	阿久根小学校	72-0025	1,000
	阿久根中学校	72-0123	900
	老人福祉センター	73-2910	300
	市民会館	72-1051, 1052	1,000
	働く女性の家	73-3769	300
大川地区	大川中学校	74-0004	500
	大川地区公民館	74-0001	100
牛之浜地区	牛之浜区集落センター	74-1660	200
西目地区	西目小学校	72-0448	500
	みなみ保育園	72-0473	200
	西目地区集会施設	72-0709	300
山下地区	山下小学校	72-0062	500
	遠矢公民館		42
尾崎地区	尾崎小学校	72-2100	300
	尾崎公民館		32
鶴川内地区	鶴川内中学校	72-2101	400
	鶴川内地区集会施設	73-2608	100
田代地区	山村開発センター		100
	田代小学校	79-2001	200
	田代下地区集会施設		50
折多地区	折多小学校	75-0162	500
	折多地区集会施設	75-3747	96
	子ども発達支援センターこじか	79-3589	56
脇本地区	脇本小学校	75-0004	400
	三笠中学校	75-0003	1,000
	脇本保育園	75-0077	100
	脇本地区公民館	75-0002	250
	脇本地区公民館隼人分館屋内運動場	75-2796	200

	黒之浜漁村の家	75-2382	100
--	---------	---------	-----

※ 指定緊急避難場所

地区名	避難場所の名称	住所	災害種別		
			洪水	土砂災害	地震津波
阿久根地区	総合運動公園	赤瀬川2486番地1	○	○	○
	阿久根小学校	栄町94番地	○	○	○
	阿久根中学校	波留5529番地	○	○	○
	市民会館	塩鶴町2丁目2番地	○	○	○
大川地区	大川中学校	大川8250番地	○	○	○
牛之浜地区	牛之浜区集落センター	大川10676番地	○	○	○
西目地区	西目小学校	西目1245番地	○	○	○
	みなみ保育園	西目2086番地	○	○	○
	西目地区集会施設	西目2142番地2	○	○	○
	番所丘公園	西目6812番地439	○	○	○
山下地区	山下小学校	山下834番地	○	○	○
尾崎地区	尾崎小学校	山下5916番地	○	○	○
鶴川内地区	鶴川内中学校	鶴川内10300番地	○	×	○
	鶴川内地区集会施設	鶴川内5033番地1	○	○	○
田代地区	山村開発センター	鶴川内6614番地9	○	×	○
	田代小学校	鶴川内7257番地	○	×	○
折多地区	折多小学校	折口1760番地	○	○	○
	折多地区集会施設	多田28番地5	○	○	○
脇本地区	脇本小学校	脇本8060番地	○	○	○
	三笠中学校	脇本7877番地	○	○	○
	脇本地区公民館	脇本7363番地	○	○	○
	脇本地区公民館隼人分館	脇本12047番地	○	○	○

(2) 避難所の開設及び管理

ア 避難所の開設及び管理は、各避難所要員が本部長の指示により行うものとする。

この場合、民生衛生総務班長は、救助業務の具体的な計画を立て、各避難所業務が円滑に行われるよう指導するものとする。

イ 避難所要員の業務は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 避難所の設置に関すること。

- a 本部長の指示による避難所の開設及び閉鎖
- b 避難所の開設及び閉鎖に関する民生衛生総務班長への通知

(イ) 避難所の管理に関すること。

- a 収容状況の調査及び民生衛生総務班長への通知
- b 避難所業務日誌の記録
- c 避難所施設の保全管理
- d 避難所施設管理者との連絡調整

(ウ) 避難所における救助活動に関すること。

- a り災者に対する災害情報等の広報伝達
- b り災者に対する給食、衣料及び物資等の給与並びに給与状況の民生衛生総務班長への通知
- c 救援金品の受付（一時保管を含む。）及び受付記録の民生衛生総務班長への通知
- d その他必要な救助活動

(エ) 避難所業務の引継ぎに関すること。

- a 重要引継事項の文書による引継ぎ
- b 避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

9 関係帳簿等の整備

次の関係帳簿を整備するものとする。

- (1) 避難所収容台帳
- (2) 炊き出し受給者名簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) その他必要な書類

第9節 救助、救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、市は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

第1 救助, 救急活動

1 市による救助, 救急活動

関係機関名	項目	活動内容
市(消防機関を含む。)	救助, 救急活動	(1) 活動の原則 救助, 救急活動は, 救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助, 救急を伴う場合は, 努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし, 救助を伴わない場合は救急隊のみとし, 次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し, 多数の救助, 救急事象が発生している場合は, 火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが, 多数の救助, 救急事象のある場合は, 多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助, 救急事象が併発している場合は, 救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は, 救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は, 救命処置を要する者を優先する。 なお, 搬送に際しては, 所轄消防本部, 医療救護班等の車両のほか, 必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリコプター, 自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は, 被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し, 安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し, 救助隊, 医療救護班と密接な連携を図り, 効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は, 自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど, 関係機関との連絡を密にし, 効率的な活動を行う。

2 住民及び自主防災組織による救助, 救急活動

住民及び自主防災組織は, 自発的に被災者の救助, 救急活動を行うとともに, 救助, 救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助, 救急用装備・資機材の調達

1 救助, 救急用装備・資機材の調達

(1) 初期における救助, 救急用装備・資機材の運用については, 原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

- (2) 救助，救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は，その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り，救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等については，民間業者から調達できるようあらかじめ協議を行っておく。
- (4) 搬送する重傷者が多数で，消防本部，医療救護班等の車両が不足する場合は，住民及び自主防災組織の協力を得て，民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況

市（消防機関） 高規格救急車 2 台，救急車 1 台，救助工作車 1 台

第 10 節 交通確保・規制

災害時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに，緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し，緊急輸送等の支障が予想される。

このため，迅速かつ適切に交通規制を実施し，緊急輸送等のための交通を確保する。

第 1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

道路管理者は，道路，橋梁等交通施設の巡回調査に努め，災害により交通施設等の危険な状況が予想され，又は発見通報により承知したときは，速やかに必要な規制を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり，交通の規制をしようとするときは，あらかじめ規制の対象，区間，期間及び理由をそれぞれ通知する。

ただし，緊急を要する場合で，あらかじめ通知するいとまがないときは，事後においてこれらの事項を通知するものとする。

3 迂回路等の設定

道路管理者は，道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため，交通規制を実施した場合，適当な迂回路を設定し，必要な地点に標示する等によって，一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

道路管理者が規制を行った場合は，それぞれの法令の定めるところより規制の標識を設置する。ただし，緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なときは，適宜の方法により，とりあえず交通規制をしたことを明示し，必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式 1）

なお，防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに，必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式 2）

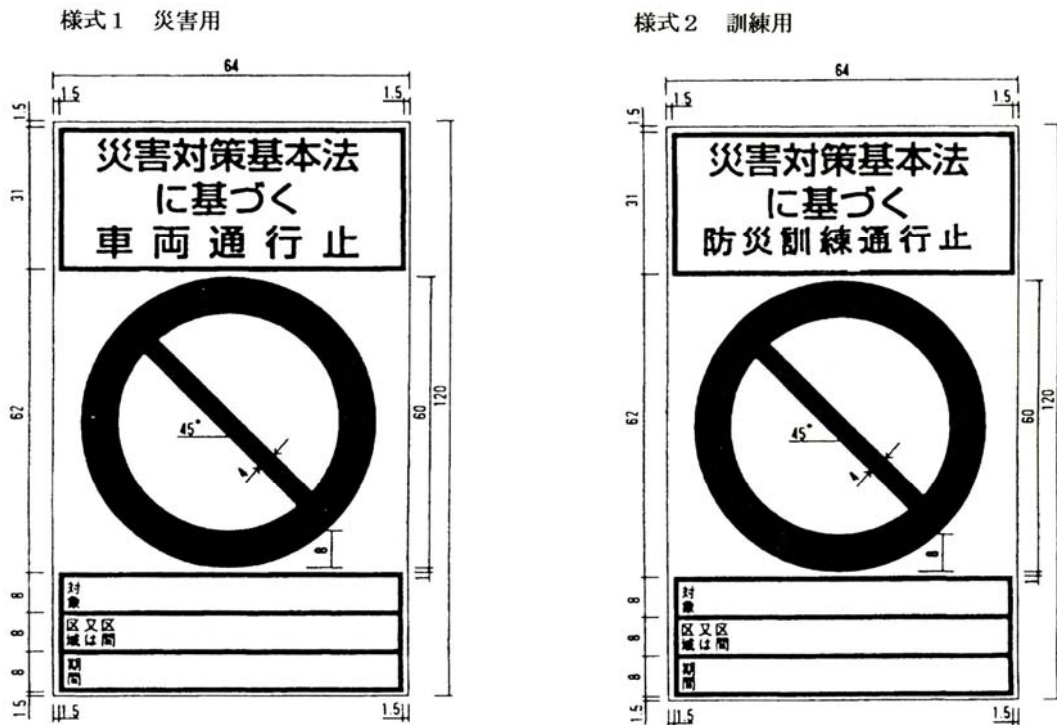
5 規制の広報・周知

道路管理者は、規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、放送機関並びに防災行政無線等により一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、道路管理者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、防災行政無線等により一般住民に周知する。

〈規制等の標識〉



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第2 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、県（危機管理防災課）、警察本部又は阿久根警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をするものとする。

2 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

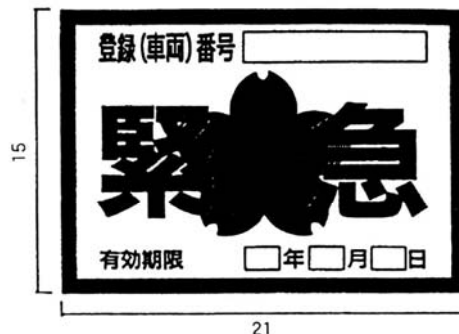
3 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県（危機管理防災課）、警察本部又は阿久根警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び証明書を交付する。

4 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する阿久根警察署に通報するものとする。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間にかかる通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第 11 節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第 1 緊急輸送の実施

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

第 2 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握するものとする。また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

2 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施するものとする。

第12節 緊急医療

第1 緊急医療の実施

1 救護班の出動要請

市長は、必要に応じて国公立・公的医療機関、郡医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

2 救護班の編成と所在地

(1) 救護班の編成

関係機関は、次のとおり救護班を編成するものとする。

- ア 国立病院機構の職員による救護班
- イ 公立・公的医療機関の職員による救護班
- ウ 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
- エ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

(2) 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救護班名	班長 医師	班員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	5班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4，済生会鹿児島病院1，出水総合医療センター1 枕崎市立病院1，鹿児島市立病院2，済生会川内病院1						
日赤救護班	1		3	1	1	6	8班
県医師会救護班	1		2			3	52班
県歯科医師会救護班	1		2			3	50班

(3) 救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
出水保健所管内	出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
	出水郡医師会	出水市緑町 10-5	0996-63-0646	6
	出水郡歯科医師会	出水市昭和町 44-1	0996-62-0601	6

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を市の救護所等へ緊急輸送するものとする。

県の医薬品・医療用資機材等の備蓄状況は、次のとおりである。

(1) 備蓄場所 県内6箇所の病院（鹿児島市立病院，県立薩南病院，済生会川内病院，県立北薩病院，県民健康プラザ鹿屋医療センター，県立大島病院）

(2) 備蓄内容

9セット（9,000人分）の医薬品等（鹿児島市立病院4セット，その他の病院，各1セットを設置）

(3) 緊急医薬品等医療セット概要 1セット（1,000人分）の内容

緊急医薬品等医療セット	品名等	品目数
診察・外科的治療用具	聴診器，血圧計，注射器，心電計 ほか	59
蘇生・気管挿管用具	蘇生器，喉頭鏡，酸素用吸引器 ほか	43
医薬品関係	抗生物質，局所麻酔薬，外用薬 ほか	77
衛生材料関係用具	包帯，ガーゼ，絆創膏，脱脂綿 ほか	28
事務用品	患者表，患者カルテ，救護日誌 ほか	29
保管用ジュラルミンケース	1セット { (大) 9 (小) 1 }	
合 計		236

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

県は、市から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保に関する協定書に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送するものとする。

3 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために負傷者の傷病程度を選別し、救命処置に必要な負傷者を優先して搬送する必要があるため、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第13節 避難行動要支援者への緊急支援

災害時には、高齢者や乳幼児，障がい者等の「避難行動要支援者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、避難行動要支援者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 避難行動要支援者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに避難行動要支援者となる者が発生することから、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、

的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は、次の点に留意しながら避難行動要支援者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 避難行動要支援者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として避難行動要支援者の把握調査を開始する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。
- (2) 市は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県、市への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県、市に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請するものとする。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

3 市の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

第3 高齢者及び障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅の避難行動要支援者に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、放送機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資や手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の

調達及び人材の派遣を迅速に行う。

- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

(1) 市の要保護児童の把握等

市は、次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の把握等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うものとする。また、孤児、遺児については、母子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続を行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うものとする。

2 児童のメンタルヘルスの実施

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスカケアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、放送機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努めるものとする。

また、市（消防機関を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関との連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行うものとし、県国際交

流協会等の協力を得て，外国語通訳ボランティアを配置し対応するものとする。

第2部 震災応急対策

第1章 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

本章では、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

市及び関係機関は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行するものとする。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 市の応急活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

市内に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 市内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

イ 災害警戒本部に本部長を置き、本部長は総務課長をもって充て、その指揮のもとに災害警戒要員を置き、総務課職員をもって充てる。

2 市災害対策本部の設置

(1) 市災害対策本部の設置又は廃止

ア 市災害対策本部の設置

市長は、市内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、市内全域にわたり大きな被害が発生し、又は発生するおそれのあると認められるときは、市災害対策本部を設置する。

イ 市災害対策本部の廃止

市内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

ウ 市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

(2) 現地災害対策本部の設置又は廃止

ア 現地災害対策本部の設置

市長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地本部の廃止

市長は、現地災害対策本部の事務が終了したと認めるとき、現地災害対策本部を廃止する。

3 市災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

なお、市長に事故や不測の事態があった場合は、副市長、教育長及びあらかじめ指定された課長の順で市長に代わる意思決定を行う。

(イ) 本部に対策部を置き、各対策部のもとに、各課等の職員で構成される班を置く。

イ 本部の設置場所

本部は、震災による被災のおそれがない場合は、原則として市庁舎に設置するが、庁舎が被災して使用できないときは、消防署に設置し、当該消防署が使用できないときは、市長が定めた場所に設置する。

ウ 本部会議

(ア) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 県、他の市町その他防災機関との連絡調整に関すること。
- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e その他重要事項に関すること。

(2) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の構成

(ア) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、災害対策本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 本部長は、現地災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

イ 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡

(イ) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達

- (ウ) 被災地の支援に従事する市の職員又は市に申出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- (エ) その他現地災害対策本部の役割を果たすために必要な事務

4 職員の配備体制

市は、地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

(1) 本庁職員の配備

ア 配備区分の決定

市長は、災害対策本部を統括し、職員の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更することができる。

イ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震の情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときは、配備基準に照らして自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合には、最寄りの避難所に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害状況の収集に当たるものとする。

《地震時の参集・配備基準》

体制	基準	配備基準	活動内容
体情報 連 制絡	(1) 本市周辺で震度4の地震が発生したとき。 (2) 本市周辺に津波注意報が発表されたとき。	1 総務課職員 2 その他必要と認める者	小規模地震や津波警戒を行うため、関係機関等との情報連絡に努める。
体災 害 警 戒 本 制部	(1) 本市周辺で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 (2) 本市周辺に津波警報が発表されたとき。	1 総務課長 2 総務課職員 3 その他必要と認める者	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災 害 対 策 本 部 体 制	第1 配 備	地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	特に関係のある少数人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。第2配備（又は第3配備）に移行し得る体制とする。
	第2 配 備	(1) 本市周辺で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 本市周辺で震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	本庁・支所内に勤務する職員の約半数を待機させ、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。
	第3 配 備	(1) 本市周辺で震度6強以上の地震が発生したとき。 (2) 本市周辺で震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、甚大な被害は発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	全員待機して防災業務に従事する。

ウ 動員の伝達方法

動員配備の伝達系統は、次のとおりとする。

【気象警報等発表】

総務課危機管理係職員→総務課長→市長→各対策部長→職員招集⇒各対策部の活動の実施

第2 関係機関等の応急活動体制の確立

(1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、地震の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施するものとする。

(2) 市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティアその他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これらの防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立するものとする。

なお、地震直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織、消防団を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立するものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な情報伝達体制の確立については、第3編第1部第1章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。

具体的には、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4節 広域応援体制

大地震が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

具体的な広域応援体制については、第3編第1部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣

大地震が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

具体的には、第3編第1部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

所要人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保を求める。

具体的には、第3編第1部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的には、第3編第1部第1章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

第2章 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（避難行動要支援者への支援含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 津波予報及び地震情報・津波情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、津波予報及び地震情報・津波予報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による津波予報、地震・津波に関する情報の発表

1 地震及び津波に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4以上が推定される地域に、強い揺れが到達する前にその旨を知らせる。

(2) 震度速報

震度3以上の地震が観測された地域名（全国を約180地域に分割、鹿児島県は薩摩、大隅、甕島など8地域に分割）とその地域で観測された最大震度及び揺れを観測した時刻をテレビ、ラジオ等で速報される。

(3) 地震情報

ア 震源に関する情報

震度速報（震度3以上）を発表した地震に対して、津波の発生がないと判定した時点でその旨を通知する情報で、地震観測時刻、震央地名、震源の位置（緯度、経度、深さ）、地震の規模（マグニチュード）及び「津波の心配なし」が発表される。

イ 震源・震度に関する情報

地震観測時刻、震央地名、震源の位置（緯度、経度、深さ）及び地震の規模（マグニチュード）、震度3以上が観測された地域名と最大震度、強い揺れを観測した市町村名が発表される。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説も、この情報の中で発表される。

ウ 各地の震度に関する情報

震源要素（地震の発生場所やその規模）並びに震度1以上を観測した全ての震度観測点名とその震度が発表される。

(4) 津波に関する情報

ア 津波による被害のおそれがない程度の津波が予想される時

津波の程度、対象となる津波予報区及び津波の継続時間を内容とし、津波に関するその他の情報と併せて発表する。津波は海面変動という表現を用いる。

イ 津波が予想されないとき

津波が予想されない旨を内容とし、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報と併せて全ての予報区を対象として発表する。このとき、予報区の名称は省略する。

《津波予報の種類と解説》

種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m, 4 m, 6 m, 8 m, 10m以上
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m, 2 m
津波注意報	津波注意	高いところで、0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

第2 地震津波に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒，避難の勧告・指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。

(1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 市の対応

市は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜から避難を勧告・指示する。

《津波に対する警戒の呼びかけ，避難の勧告・指示の基準》

	基 準	対 応
津波に対する警戒及び海岸部への避難の勧告	震度4（と思われる）の地震を感じたとき、又は津波警報を入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を勧告する（海岸避難勧告）。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。

2 津波の監視警戒

地震を感じた場合には、市は、津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に震度4以上と思われる地震を感じたときは、気象官署からの津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

市災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、管内の災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県等に報告する。

このため、特に、市民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災地区等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。具体的には、第3編第1部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第3節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。具体的には、第3編第1部第2章第3節「広報」に準ずる。

第4節 消防活動

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

具体的には、第3編第1部第2章第6節「消防活動」に準ずる。

第5節 危険物の保安対策

地震災害時は、市街地を中心に危険物災害等が予想されるため、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

具体的には、第3編第1部第2章第7節「危険物の保安対策」に準ずる。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒防御活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 地震時の河川災害の防止対策

1 地震時の水防体制の確立

市は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を第3編第1部第2章第4節の「水防対策（水防計画）」に定めた方法に準じて確立し、地震時の河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

2 地震による河川施設の被害状況等の把握

市は、「水防対策（水防計画）」に定めた方法に準じて、所管する河川施設やため池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時の発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握し、被害の拡大防止に努める。

3 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の関係課は、地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を講ずる。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、

応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、事業採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行うよう努めるものとする。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限するなど、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

第7節 避難の勧告・指示，誘導

地震，津波の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを勧告し，又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市長は，避難措置実施の第一次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずる。

具体的には，第3編第1部第2章第8節「避難の勧告・指示，誘導」に準じる。

第8節 救助，救急

震災時には，建物の倒壊や地震火災，津波水害等による多数の要救出現場や要救出者，重症者等が発生するものと予想される。

このため，各関係機関は，迅速かつ的確な救助，救急活動を実施する。

具体的には，第3編第1部第2章第9節「救助，救急」に準ずる。

第9節 交通確保・規制

震災時には，道路，橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに，緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し，緊急輸送等の支障が予想される。

このため，迅速かつ適切に交通規制を実施し，緊急輸送等のための交通を確保する。

具体的には，第3編第1部第2章第10節「交通確保・規制」に準ずる。

第10節 緊急輸送

震災時には，避難並びに救出，救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため，迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し，緊急度，重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的には，第3編第1部第2章第11節「緊急輸送」に準ずる。

第11節 緊急医療

震災時には，多数の負傷者が発生し，また，医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で，救命処置，後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため，救護班により緊急医療を実施するとともに，後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的には，第3編第1部第2章第12節「緊急医療」に準ずる。

第12節 避難行動要支援者への緊急支援

震災時には、高齢者や乳幼児、障がい者等の「避難行動要支援者」は迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、避難行動要支援者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的には、第3編第1部第2章第13節「避難行動要支援者への緊急支援」に準ずる。

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 建造物	ライフライン	地震・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいるほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5 (弱)	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが揺れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのかわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。(停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5 (強)	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
5.5	6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の多くは移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。(一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ライフラインの()内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

第3部 社会基盤の応急対策

電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設、鉄道等の交通施設等は、複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

ここでは、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

電力施設の応急対策については、九州電力株式会社が定める社内非常災害措置要綱により同社出水営業所が行うが、「阿久根市地区電力設備災害復旧に関する協定書」に基づいて、市災害対策本部と九州電力株式会社出水配電事業所対策部は連携を密にし、相互協力を行い、電力の確保と早期復旧を図る。

第2節 ガス施設の応急対策

1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、液化石油ガス販売事業所は、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護するべく社団法人鹿児島県LPGガス協会は防災業務計画による対策を講ずるものとする。

2 都市ガス施設災害応急対策計画

災害発生時、都市ガス事業者は、災害対策組織を編成し、非常要員の待機出動など防災業務計画による対策を講ずるものとする。

第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流出等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の各緊急活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度及び優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除した後、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに、他の市町から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第4節 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する必要がある。

電気通信施設の応急対策については、西日本電信電話株式会社は防災業務計画による対策を講ずるものとする。

第5節 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

実施機関	応 急 措 置
県 市	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関	応 急 復 旧 対 策
県 市	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
九州地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

市は、海岸保全施設が、災害により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

市は、洪水、高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

市は、洪水、高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

市は、土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第4部 特殊災害の応急対策

大規模な事故等の特殊災害が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救済や被害の拡大の防御対策等応急措置を講ずる必要がある。

ここでは、このような関係防災機関の特殊災害の応急対策について定める。

第1節 道路事故応急対策

大規模な道路事故等（トンネル火災等を含む。）が発生した場合、道路管理者は、迅速かつ的確に被災者の救助や事故拡大の防御対策等応急措置を講ずる必要がある。

関係機関は、乗客等の安全確保等の応急措置を行うものとする。

1 活動体制

(1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるものとし、消防、警察等関係機関との連絡を密にする。

2 発生時の初動措置

(1) 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行うものとする。

(2) 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行うものとする。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、住民等への情報提供を行うとともに迂回路等の案内表示を行い、交通障害の解消に努める。

3 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行うものとする。

4 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供するものとする。

5 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

第2節 海上災害等応急対策

海上における甚大な災害、貯木場の貯木の流失及び海上への油の流出等が発生し、又は発生するおそれのある場合、関係機関が連携を密にして、人命救助、消火、流出物等の除去・防除、付近船舶の安全確保、沿岸住民の被害防止等の措置を講ずる。

第1 海上災害応急対策

1 海上災害応急対策調整本部の設置

第十管区海上保安本部に調整本部（以下「調整本部」という。）が設置される。

次の関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとする。

- (1) 九州運輸局鹿児島運輸支局
- (2) 自衛隊
- (3) 鹿児島県
- (4) 関係市町村
- (5) 日本赤十字社鹿児島県支部
- (6) その他関係機関・団体

2 実施事項

各関係機関の実施事項は、次のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区海上保安本部	(1) 巡視船艇・航空機の出動及び救助活動 (2) 緊急輸送 (3) 情報の収集 (4) 海上交通安全の確保 (5) 通信の確保 (6) 治安の確保 (7) 広報
九州運輸局鹿児島運輸支局	(1) 海上災害応急対策の実施（船舶運航事業者に対する救援要請等） (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) その他の災害応急対策
自衛隊	(1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等） (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) その他の災害応急対策

県及び関係市 町村	(1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助，医療，輸送，感染症予防及び保護等） (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) その他の災害応急対策
--------------	---

3 被害情報等の連絡

市は，市の区域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

4 捜索・救助救急活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは，海上保安部，消防，警察等は，船舶及び航空機など多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。
- (2) 事故関係事業者は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努めるとともに，救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

5 消火活動

(1) 海上保安本部による消火活動

- ア 海上保安本部又は消防機関は，船舶の火災を知った場合は，相互に直ちにその旨を通報するものとする。
- イ 関係事業者，防災組織等は，速やかに火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。
- ウ 海上保安部は，速やかに火災発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 消防機関による消火活動

- ア 消防機関は，速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。
- イ 発生現場以外の市町は，発生現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 海上流出油等災害対策

1 活動体制の確立

(1) 災害対策調整本部の設置

海上流出油等により災害が発生し，又はそのおそれがあるときは，第十管区海上保安本部に調整本部（以下「調整本部」という。）が設置される。

次の関係機関は，調整本部に防災責任者を派遣し，相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとする。

なお，調整本部の設置の時期は，海上保安庁に対策本部が設置されたときである。

	関	係	機	関
ア	鹿児島地方気象台	ケ	鹿児島港湾・志布志湾排出油等防除協議会	
イ	九州運輸局鹿児島運輸支局	コ	鹿児島県西部排出油等防除協議会	
ウ	陸上自衛隊第12普通科連隊	サ	薩摩半島南部地区排出等油防除協議会	
エ	海上自衛隊第1航空群	シ	奄美大島北部排出油等防除協議会	
オ	鹿児島県	ス	奄美大島南部排出油等防除協議会	
カ	鹿児島県警察本部	セ	事故関係企業	
キ	関係市町村	ソ	その他関係機関	
ク	日本赤十字社鹿児島県支部			

(2) 県の活動体制

海上流出油による環境汚染や漁業被害等が発生し、総合的な対策を実施する必要があると認められるときは、庁内に「鹿児島県流出油等対策本部」が設置される。

(3) 市その他の防災関係機関の組織

市及び関係市町、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

2 実施事項

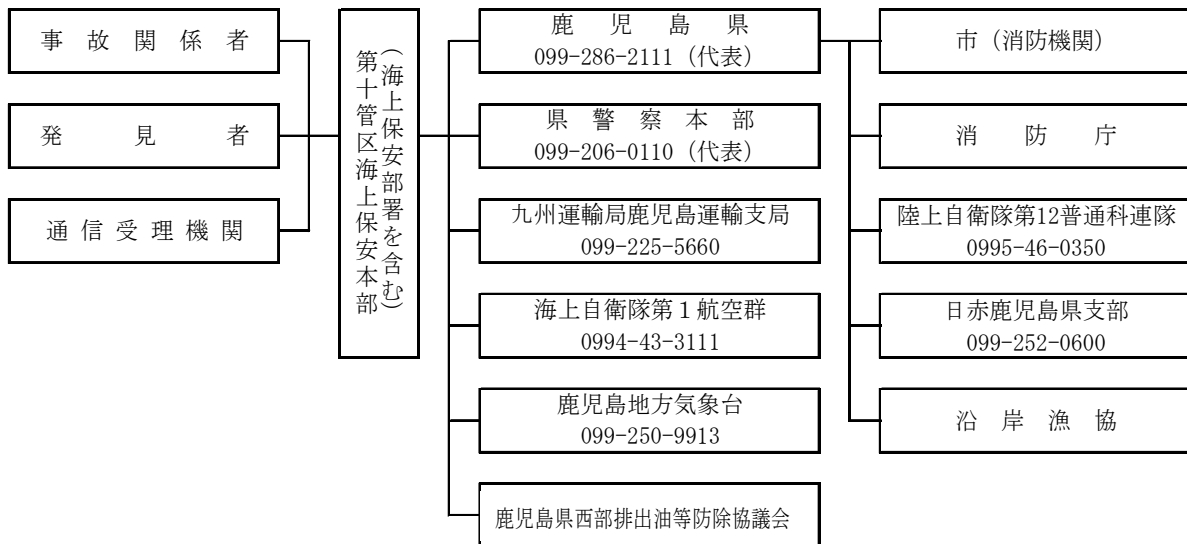
各関係機関の実施事項は、次のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	(1) 油汚染状況の調査・確認 (2) 油汚染発生情報の通報 (3) 油防除措置義務者に対する措置 (4) 緊急的油防除措置 (5) 関係行政機関等に対する油防除措置の要請 (6) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
鹿児島地方気象台	現場付近に関する気象情報 (海上風、波浪等に関する予報や警報等の迅速な提供)
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 海上輸送の調査及び指導 (2) 船舶運航業者に対する航海の要請 (3) 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
陸上自衛隊 第12普通科連隊	(1) 遭難者の救護 (2) 沿岸住民の避難に必要な支援 (3) 流出油の回収及び処理
海上自衛隊 第1航空群	(1) 流出油状況の調査 (2) 避難者の救出、救護 (3) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 (4) 流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理 (5) 人員・物資の輸送等

鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 回収油の処分の連絡調整 (3) 漂着油の回収状況の把握 (4) 漁業被害等の取りまとめ (5) 応急対策物資のあっせん，調達・輸送の協力 (6) 応援要請，その他の応急措置 (7) その他海上保安本部の行う応急対策への協力
県警察本部	<p>鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編「第3部第1章第8節災害警備体制」）によるほか，次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警備艇による油などの流出海面のパトロール，他船舶又は陸上からの火気，可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り (2) 危険防止又は民心安定のための広報活動
関係市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漂着油の状況把握 (2) 沿岸住民に対する災害情報の周知，広報 (3) 沿岸住民に対する火気使用の制限，危険防止のための措置 (4) 沿岸及び地先海面の警戒 (5) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告 (6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 (7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 (8) 漂着油の除去措置 (9) 回収した油の処分 (10) 海上保安本部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力 (11) その他の海上保安本部の行う応急対策への協力
日本赤十字社 鹿児島県支部	救護班を派遣して行う医療救護及びその他の業務
県・関係市町 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知 (2) ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整
鹿児島県西部 排出油等防除協議会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 流出油等情報の関係機関への伝達 (2) 防災資機材のあっせん及び流出油等の防除等事故発生企業への協力 (3) 流出油の防除，消火作業に関する技術的事項の調査
事故関係企業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第十管区海上保安本部（管内事務所（分室を含む。）及び巡視船艇を含む。） (2) 遭難船舶乗組員の人命救助 (3) 遭難船舶の破損箇所の修理，積荷油等の外の油槽又は船舶への移し替え，流出防止作業，消火作業及び安全海域への移動等 (4) オイルフェンスの展張等による拡散防止，流出油の回収及び油処理

	剤の散布による油の処理 (5) 防災資機材の調達及び輸送
関係漁協その他の関係機関・団体	自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部署その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

3 情報連絡体制



管海区上保安及び部び署	第十管区海上保安本部	099-250-9801	(運用司令センター)
	鹿児島海上保安部	099-222-6681	(警備救難課)
	串木野海上保安部	0996-32-3592	(警備救難課)

4 被害情報等の連絡

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県に報告する。

5 一般船舶・沿岸住民等への周知

(1) 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

(2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努めるものとする。

第4編 事態安定期の対策

第4編 事態安定期の対策

風水害、地震等の発生後、状況がある程度落ち着いてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給又はごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。本編では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

市及び県の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
市	<p>(1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県、警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 避難所を開設した場合は、災害対策配備要員を置く。</p> <p>(3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況によっては、開設期間を延長する。</p> <p>(4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。</p> <p>なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県（保健福祉部）及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。</p> <p>(5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。</p> <p>(6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。</p>
県	<p>市の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、市から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達するものとする。</p>

2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

機関名	内 容
市	<p>(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。</p> <p>(2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県、警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p>
県	市の報告に基づき、二次避難所（福祉避難所等）の開設状況を把握するとともに、市町村へ必要な支援を行うものとする。

第2 避難所の運営管理

市及び県の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
市	<p>(1) 市の避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。</p> <p>(2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。</p> <p>(3) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、パソコン通信、ファクシミリ等の整備に努める。</p> <p>(4) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努める。また、医師・保健師・看護師・管理栄養士等の巡回による避難者の健康状態の把握や食料の確保・配食等の状況把握、し尿及びごみの処理状況など避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性の更衣室、授乳室等の設置や女性用生活用品の配布時の配慮、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>
県	避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援するものとする。

県及び市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等

により、生活環境の確保が図られるように努める。

第3 広域的避難収容・移送

市及び県の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
市	(1) 災害時相互応援協定に基づき、広域避難の支援を協定締結自治体に要請する。 (2) 広域避難を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 (3) 県から被災者の受入れを指示された市長は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。 (4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町は運営に協力する。
県	(1) 市から広域避難に関する要請があった場合、県は、警察本部及び関係機関と協議の上、被災者の移送先を決定するものとする。 (2) 知事は、移送先が決定後、直ちに移送先の市町長に対し避難所の開設を指示要請し、被災者の受入れ態勢を整備させるものとする。 (3) 被災者の移送方法については、県が市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市、警察、消防、輸送機関等の協力を得て実施するものとする。 (4) 被災者の避難・収容状況から、隣接県等の広域的な避難収容が必要であると判断したときは「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食料の調達

1 乾パン・乾燥米飯の調達

(1) 乾パン・乾燥米飯の備蓄数量

ア 国の備蓄

常備地食糧事務所	品 名	備 考
九州農政局 福岡農政事務所	乾燥米飯	15,000 食

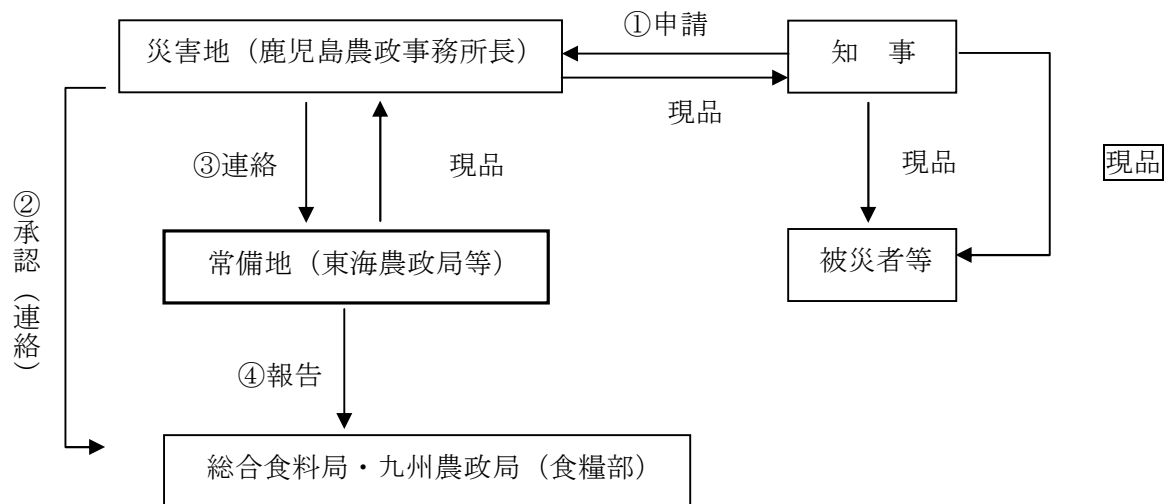
イ 県の備蓄

品名	数量	備蓄場所
乾パン	5,040食	始良郡始良町平松 6252 鹿児島県防災研修センター

(2) 乾パン・乾燥米飯の調達方法

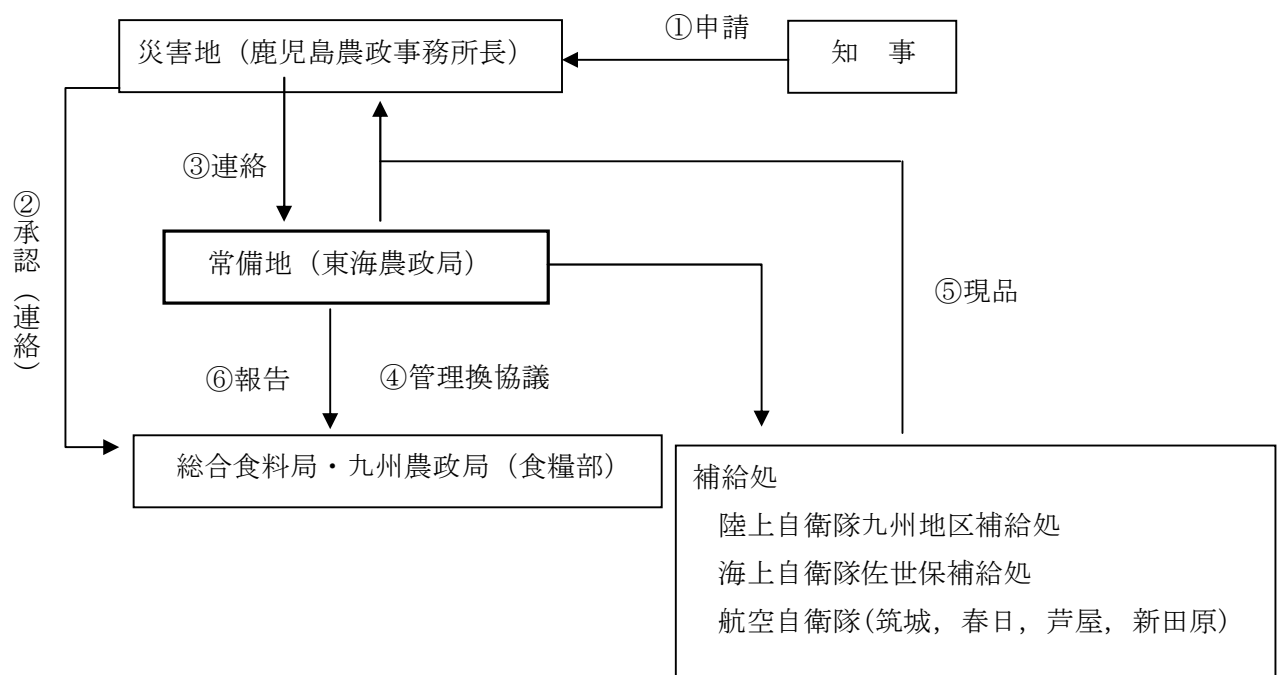
災害時における乾パン・乾燥米飯の調達方法は、次の取扱要領による。

ア 国（福岡農政事務所），県の備蓄分で必要量を確保できる場合



※ 現品は、県の備蓄分

イ 備蓄分で必要量を確保できない場合（不足する場合）



2 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する販売業者の手持米、政府保管米を所定の手続きにより、災害用として転用充当する。

(1) 販売業者の手持米を調達する場合

市長は、県に所要数量を報告し、県の指定する販売業者から現金で、米穀を買い取り調達する。

(2) 政府保管米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、(1)の方法で調達不可能の場合、知事は農政事務所長と協議の上、知事又は農政事務所長は、市長に政府保管米を直接売却するよう措置するものとする。

買受代金の政府への納入は、知事に対しては1か月間の延納制があるが、市長に対しては現金制であるため、知事が一括直接売却を受け、買受代金は納入期限内に救助金から支払を完了する。

(3) 取扱方法

ア 災害発生の場合、知事は市長から倉庫別引取数量をとりまとめ、農政事務所と延納売却の包括契約を締結し、納付期限までに買受代金を納入する。

イ 市長が政府保管米の緊急引き渡しを要請し得る数量は、災害救助法適用期間中に知事の定める応急供給の限度数量の範囲内で、かつ、救助金の主食費の予算の範囲内の数量とする。

《流通在庫備蓄在庫数量（調達可能量）》 平成27年6月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	55 精米トン

3 その他の食品の調達

県は、被害の状況から判断して必要と認めたときは、次の食料品の中から供給する品目及び数量を決定して調達を行い、市に供給するものとする。

品名	調達先等
調整粉乳 哺乳ビン 漬物 味噌 醤油 食塩 即席めん	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

第2 食料の供給

1 市及び県における食料供給の手段・方法

機関名	内 容
市	(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による給食又は食料の供給を行う。 (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない県民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。 (3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。 なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。 (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。 (5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認められたときは、炊き出し等について県に協力を要請する。 (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。
県	市の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市へ支援を行うものとする。

2 給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり精米 200グラム以内
	応急供給受給者 1人1日当たり精米 400グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり精米 300グラム以内
乾 パ ン	1食当たり 1包（100グラム入り）
食 パ ン	1食当たり 185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内

第3 食料の輸送

1 県及び市による輸送

- (1) 県が調達した食料の市集積地までの輸送は原則として知事が行うものとする。ただし、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認められたときは、市に供給する食料について市長に引取りを指示することができる。
- (2) 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 市は、あらかじめ定めた食料の市集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第3節 給水

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 給水の実施

市及び県による被災者等への給水は、次により行う。

機関名	内 容
市	<p>(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 被災者や避難所の状況イ 医療機関、社会福祉施設等の状況ウ 通水状況エ 飲料水の汚染状況 <p>(2) 給水施設の被災状況を把握し、最も適切な給水方法により給水活動を実施する。</p> <p>なお、給水する水の水質確認については、市災害対策本部民生衛生対策部に協力を求める。</p> <p>(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について、防災行政無線、広報車等を用い、住民に広報する。</p> <p>(4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図るものとする。</p> <p>(5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。</p> <p>(6) 被災地における最低給水量は、1人1日20リットルを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する。（被災直後は、生命維持のため1人1日3リットルを確保する等）</p> <p>(7) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、隣接市町及び関係機関へ応援要請する。</p>
県	<p>市のみでは給水が困難と判断される場合は、給水に関する所要量や運搬ルート等の情報を集約し、関係機関等（厚生労働省、他都道府県、日本水道協会、自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとるものとする。</p>

第2 給水の方法

給水の方法は、次により行う。

給水方法	内 容
浄・給水場等での 拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが、困難な場合は応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ペットボトル等による応急給水	ペットボトル等による応急給水は、製造業者等に要請して確保し、必要に応じて配給する。

第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市が原則として、備蓄物資を調達する。また、日本赤十字社県支部も保管物資を放出するものとする。

(1) 市

備蓄場所、数量等については、資料編のとおりである。

《資料編：災害時用毛布等の備蓄状況》

(2) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所 始良郡始良町平松6252

鹿児島県防災研修センター（電話 0995-64-5251）

イ 備蓄内容

災害救助法による物資（平成26年4月1日現在）

品名	毛布	タオル	大人用紙おむつ	防災キット（※）
数量	2,084枚	5,000枚	2,080枚	10,000キット

※ 防災キット：保存食，飲料水，携帯トイレ，非常用保温具等を詰め合わせたもの。

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下37の常備地区

イ 備蓄内容（平成27年10月1日現在）

品名	毛布(枚)	緊急セット(個)	見舞品(個)	タオルケット(枚)	ブルーシート(枚)
支部倉庫	3,415	1,393	463	1,769	1,376
常備地区	2,124	1,032	1,020	1,019	1,048
計	5,539	2,425	1,483	2,788	2,424

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合，市は，農業協同組合，大手スーパー，コンビニエンスストアー等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

第2 生活必需品の給与

1 市，県，関係機関等による生活必需品の給与

市，県，関係機関等による生活必需品の給与は，次により行う。

機関名	内 容
市	<p>(1) 市は，次の情報を収集し，被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。</p> <p>ア 被災者や避難所の状況</p> <p>イ 医療機関，社会福祉施設の被災状況</p> <p>(2) 被服，寝具その他生活必需品物資を，備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。</p> <p>(3) 自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者の支援や被災者が多数発生した場合，ボランティアとの連携を可能な限り図る。</p> <p>(4) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には，県，隣接市町及び関係機関へ応援要請する。</p>
県	<p>市のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は，必要とする品目，所要給水量，運搬ルート等の情報を集約し，関係機関等（厚生労働省，他都道府県，自衛隊等）への応援要請等必要な措置をとるものとする。</p>
日本赤十社 鹿児島県支部	<p>保管する救助物資を配分基準に基づき，被災者に対して配布するものとする。</p>

陸上自衛隊	知事の要請に基づき保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県や市による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとするものとする。
その他の防災機関	当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して、市又は県が実施する被災者の保護に協力するものとするものとする。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第3 生活必需品の輸送

1 県及び市による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取りを指示することができる。
- (2) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

4 集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (2) 市は、あらかじめ定めた生活必需品の市集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (3) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

第5節 医療・保健活動

災害時の初期の医療活動については、第3編第1部第2章第12節「緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関

の機能麻痺が長期化した場合に、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。また、併せて保健師・管理栄養士等による保健活動を行うものとする。

第1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

市は、次の情報を県（保健所）に提供し、医療救護活動を迅速・的確に推進するものとする。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県は、次の情報を集約の上、総務部広報課を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に知らせるものとする。また、相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせに応じるものとする。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

1 被災者の健康状態の把握

市は、被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 高齢者、障がい者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師、管理栄養士等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

- (1) 県によるメンタルヘルスケア

ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、こころのケアチームを編成して、被災者に対

する相談体制を確立するものとする。

イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行うものとする。

(2) 県による精神疾患患者対策

ア 被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させるものとする。

イ 通院患者は、主治医との関係が重要であることから、仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。また、服薬中断が生じないよう保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに、こころのケアチームによって診療に当たるものとする。

ウ 措置患者の緊急の受入れは県立始良病院で行うこととし、患者の搬送は民間精神病院の協力を得て行うものとする。

(3) 近県の精神保健医療従事者等の受入れ

必要に応じ、近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに、精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

3 保健活動

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所・応急仮設住宅・自宅等で次のような健康相談等を行う。特に要配慮者に対しては十分に配慮する。

また、必要に応じて、保健所等関係者（団体）と連携・調整を行う。

(1) 健康相談・栄養食生活支援

被災地や避難所において、生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理等を行う。

ア 保健師等による健康相談を行う。

イ 管理栄養士による巡回栄養相談、炊き出しに対する栄養指導、栄養食生活支援を行う。

(2) こころのケア

被災したショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するこころのケアを実施する。

(3) 訪問指導

一部の人は、被災してから時間が経過しても、こころやからだの不調が長引くことがあるため、特にケアが必要であると判断した被災者には、引き続き訪問指導を実施する。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

1 感染症予防対策の実施者

実施者	実 施 内 容
知 事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防医療法」という。）、災害防疫対策実施要項その他法令に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行うものとする。
市 長	知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の市の組織体制

災害感染症予防のため、市は、感染症予防作業のために防疫班を編成し、必要に応じ、市職員のほか、臨時に雇い上げた作業員をもって構成する。

3 市における感染症予防業務等

(1) 感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
消 毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね(2)のとおりである。
ねずみ、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね(3)の基準により積算した総量とし、り災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。
患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
家用水の供給	知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行うものとする。家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

避難所の感染症 予防指導等	<p>避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。</p> <p>なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。</p> <p>ア 検病調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理</p>
予防教育及び広 報活動	保健所長の指導のもとに、リーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

(2) 消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準

薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水（全壊、半壊、流失を含む。）	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロール ベンゾール剤（便所）
床上浸水（全壊、半壊、流失を含む。）	<p>油剤 1戸当たり 2ℓ</p> <p>乳剤（20倍液として使用する場合） 1戸当たり 2ℓ</p> <p>粉剤</p>	1戸当たり 40g

床下浸水	油剤	1戸当たり 40g
	1戸当たり 1ℓ	
	乳剤(20倍液として使用する場合)	
	1戸当たり 1ℓ	
	粉剤	
	1戸当たり 0.5kg	

※ 薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択する。

4 感染症隔離病舎

名 称	所 在 地	病床数
出水総合医療センター	出水市明神町520番地	4

第7節 動物保護対策

被災した飼育動物の保護収容、避難所等における飼育動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応がもとめられていることから、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

2 避難所における適正飼養

避難所等において動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努めるとともに獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行うものとする。

3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が逸走した場合は、飼養者、警察等と連携し状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

1 し尿の処理方法

(1) し尿の収集は、市内の民間業者によって実施する。ただし、市内業者の収集能力で対処しきれ

ないときは他に応援を要請する。

- (2) し尿の処分は、原則として北薩広域行政事務組合衛生センターで行うものとするが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない方法で処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

災害発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等で確保した水の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保し活用する。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備するものとする。

イ 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものを考慮する。

ウ 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置に当たって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

市は、仮設トイレ等の市内業者の在庫状況を把握し、かねてから収集体制を整備しておく。

イ 収集作業

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理、処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみではし尿処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な又は被災を免れた隣接市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

ごみの収集、運搬及び処分の方法

- (1) 市長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。
- (2) 激甚な災害を受け、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な又は被災を免れた隣接市町からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。
- (3) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上げを積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。また、ごみは、原則として北薩広域行政事務組合環境センターで焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ焼却施設等で適正に処理する。

なお、市長は、あらかじめ仮置き場の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用について協議しておくものとする。

第3 死亡獣畜の処理対策

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却場所には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、指示の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は市長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、平素から付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、十分協議しておくものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

1 行方不明者搜索隊の編成

市搜索隊の編成は、災害の規模、搜索対象者数、搜索範囲その他の事情に基づき、消防機関、警察署等の協力を求めて適宜搜索隊を編成するものとする。

2 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

行方不明者の搜索に当たっては、警察・海上保安部の搜索隊と市搜索隊の任務分担を決めるなどできるだけ事前に打合せを行い、搜索するものとする。

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索範囲が比較的に狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討して搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

3 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者等の収容

市搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

市搜索隊が搜索の結果、災害による遺体を発見したとき、又は警察署から引渡しを受けたときは、収容器具により直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容するものとする。

(3) 医療機関との連絡

搜索に際しては、負傷者の救護、死体の搜索が円滑に行われるよう医療機関と緊密な連絡を保持するものとする。

4 遺体の処理

(1) 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

(2) 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

(3) 遺体の確認及び死因究明のため検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として第3編の第1部第2章第12節又は第2部第2章第11節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なときなどは、一般開業医により行うものとする。

(4) 遺体の識別、身元究明等に長い日時を要するとき又は遺体が多数で埋葬に長い日時を要する場合等は、死体を遺体収容所に一時保存する。

5 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの及び災害時の混乱の際死亡したもので、各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、一時的混乱期であるので応急的火葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うものとする。

ウ 火葬場の所在地、処理能力は次のとおりである。

火葬場名	所在地	1日処理能力
阿久根市葬祭場	阿久根市西目691番地1	8体

佛石の里	電話 72-1525	
------	------------	--

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報、照会その他身元判明の措置を講ずるものとする。

6 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第10節 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 市長は、災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を建設する。（災害救助法において知事から委任された場合を含む。）

(2) 建設計画

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建築資材の調達は、次のいずれかの方法による。

(ア) 国有林野産物（木材）払下げ申請書又は災害救助法適用による応急仮設資材の払下げ申請書を県に提出する。

(イ) 北薩森林管理署から資材の売渡しを受ける。

(ウ) 各請負建設業者に一括請負させる。

(3) 供与期間

応急仮設住宅として供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 市長は、災害のため住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理を実施する。（災害救助法において知事から委任された場合を含む。）

(2) 応急修理計画

前記1(2)イに準ずる。

3 市営住宅の供与

(1) 市営住宅の確保

市は、発災時において、市営住宅の空き家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に照会し、被災者に提供するものとする。

(2) 入居資格

入居資格については、公営住宅法の災害時の資格が適用される。

(3) 入居者の選定

市は、確保した空き家の募集計画を策定し、入居者の選定を行う。入居者の選定については、市の定める選定基準その他の生活条件等を考慮するものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

5 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施するものとする。

第11節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 文教対策の実施者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 小中学校その他市立文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。
- (2) 小中学校児童生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行う。
- (3) 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長が行う。

2 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により応急処理のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合
公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。
- (4) 応急仮校舎の建設
(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

3 教職員の確保

- (1) 学校内調整
欠員が少数の場合には、学校内において調整する。
- (2) 学校外調整
学校内で調整できないときは、市教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。
- (3) 市の地域外調整
市で調整が困難なときは、県教育委員会に他市町村から操作を要請する。

4 応急教育の留意点

災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努めるものとし、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
- (2) 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
- (4) 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

5 学校給食対策

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずるものとする。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意するものとする。

6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力
避難所の運営については、積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市教育委員会等との間で必要な協議を行う。
また、避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

第2 学用品の給与等

1 給与の対象者等

- (1) 学用品の給与の対象者は、住家の全壊・全焼・流出・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。
- (2) 市教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。
- (3) 教科書については、市教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。また、文房具、通学用品等については、市教育委員会において調達する。ただし、調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あっせんを要請する。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第3 文化財の保護

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財については市教育委員会へ、県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

第12節 義援物資等の取扱い

災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、総務対策部出納班において厳重に管理する。

2 配分

送付された義援金については、配分の対象、基準、方法、時期及びその他必要な事項を明確にし、配分する。

第2 義援物資の取扱い

市は、次の方針により義援物資について取り扱うものとする。

- (1) 市は、市内外住民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。
- (2) 市は、義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じボランティア等の協力を得るものとする。

第13節 農林水産業災害の応急対策

台風などの風水害による農林水産物及び家畜への被害の拡大を防止するため、災害時における応急措置、事後措置の段階でとるべき対策及び災害時における病虫害防除に対する対策を定める。

第1 農作物対策

(1) 事前・事後措置の指導

災害による農作物の被害の拡大を防止するために、作物ごとに事前・事後措置について被災農家に対して実施の指導に当たるものとする。

(2) 気象災害対策

関係機関と緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

(3) 病虫害防除対策

ア 指導の徹底

病虫害防除対策については、市、農村環境改善センター、県農政部各課及び農業協同組合等と緊密な連携のもとに、的確な状況把握と防除指導の徹底を期するものとする。

イ 農薬の確保

農業協同組合及び市内農薬卸・小売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているため、その活用を図る。

ウ 防除器具の整備

市、農業協同組合、団体等が保有する既設防除器具を有効かつ適切にしようするよう指導するものとする。

エ 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、団体等の防除器具等を中心に集団防除又は一斉防除を指導するものとする。

第2 林産物、水産物対策

災害による林産物、水産物の被害の拡大を防止するために、関係機関と緊密な連携を図り、被災林業家又は養殖等の被害防止に適切な対応策を指導するものとする。

第3 家畜管理対策

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は県が行うものとし、市は、災害発生と同時に家畜の防疫に必要な家畜防疫員が動員できるように産業対策部農政班による防疫体制を整備する。

2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生に備え、市は、県及び家畜防疫員の指導のもと実施する。

3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を通じ必要量を確保する。

阿久根市（→鹿児島県→経済農協連）→農協→被災農家

第5編 災害復旧・復興

第5編 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の公共を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、本市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生を防止するための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、関係部局への緊急査定又は本査定を速やかに実施されるよう県を通じて要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分協議を行い、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の推進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危険性等が危ぐされるものについては、その重要度により各課所管の市単独事業等で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定し、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

前記1の災害復旧事業等の計画策定を基礎にして、次に掲げる事業計画について被害発生の都度検討するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設，病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した市民が生活の安定を早期に回復できるよう生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの対策について定める。

なお、被災者の生活の早期復旧に関して総合的に推進する必要があると認めるときは、被災者の代表等による委員会等を設置し、早期の支援・復旧を図るものとする。

第1節 被災者の生活確保

第1 市民生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は他市町村等関係機関に協力を要請するものとする。

2 リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めるものとする。

3 環境汚染の未然防止等

がれき処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

4 計画的ながれき処理の実施

市は、復旧・復興を効果的に行うため、がれき処理に当たっては、処理計画を定め実施するものとする。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 リ災都市借地借家臨時処理法の適用手続

(1) 市長は、リ災都市借地借家臨時処理法第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し所要の申請を行うものとする。

(2) 市長は、申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

- ア 市の面積
- イ リ災土地の面積
- ウ 市の建物戸数

- エ 滅失戸数
- オ 災害の状況
- カ その他（り災土地における借地の比率及び滅失建物における借家の比率など）

2 適用基準

り災都市借地借家臨時処理法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害による被災者の居住の安定を確保し、生活の再建の支援等の充実を図るため支援金が支給される。

区分	支給の内容等
実施主体	県（被災者生活再建支援法人に支給事務を委託）
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に関わる自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に関わる自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に関わる自然災害 (4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）区域に関わる自然災害
対象世帯	(1) その居住する住宅が全壊した世帯 (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等のやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等の事由によりその居住する住宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 (4) その居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
支給額	1 支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）にそれぞれ次の(1)から(3)までに定める額を加えた額とする。 (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円 (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円 (3) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃貸する世帯 50万円 2 被災世帯が、同一の自然災害により1の(1)から(3)までのうち二以上に該当するときの支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）

	<p>に(1)から(3)までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。</p> <p>3 1及び2にかかわらず、対象世帯の項(3)に該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。</p> <p>4 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、1から3までによる額の4分の3とする。</p>
--	--

第5 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容
実施主体	市（阿久根市災害弔慰金の支給等に関する条例）
対象災害	市の区域内において生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合・・・500万円 その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区分	支給の内容
実施主体	市（阿久根市災害弔慰金の支給等に関する条例）
対象災害	市の区域内において生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250万円 その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125万円

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づき、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して、県単制度の災害弔慰金を支給される。

区分	支給の内容
対象災害	市の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

4 県単住家災害見舞金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づき、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して、住家災害見舞金を支給される。

区分	支給の内容
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 市の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害 （(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給
見舞金の額	1世帯当たり10万円

第6 税の減免措置

市長は、地方税法及び阿久根市税条例により被災者の市税の徴収猶予及び減免を行う。

第7 職業あっせん等

1 職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行うものとする。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施するものとする。

第2節 被災者への融資措置

1 基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものである。

2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別によるものとする。

(1) 農林漁業関係の融資

- ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金及び事業資金
- イ 農林漁業金融公庫資金による災害資金
- ウ 農業振興資金による経営維持資金
- エ 災害復旧つなぎ資金

(2) 商工業関係の融資

- ア 国民生活金融公庫資金
- イ 中小企業金融公庫資金
- ウ 商工組合中央金庫資金
- エ 鹿児島県信用保証協会の保証

(3) 民生関係の融資

世帯更生資金(災害援護資金)

(4) 住宅資金の融資

- ア 災害復興住宅建設補修資金
- イ 一般個人住宅の災害特別資金
- ウ 地すべり関連住宅資金

3 資金選定の指導

市及びその他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たるものとする。